

令和元年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和元(2019)年6月
安田女子短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準1 使命・目的等	4
基準2 学生	10
基準3 教育課程	27
基準4 教員・職員	39
基準5 経営・管理と財務	52
基準6 内部質保証	62
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	69
基準A 社会貢献／地域貢献	69
V. 特記事項	74
VI. 法令等遵守状況一覧	75
VII. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	82

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

本学の属する学校法人安田学園は、大正4（1915）年に創立された広島技芸女学校に始まる。創立時に建学の精神として「柔しく剛く」（やさしくつよく）を唱え、爾来104年間、建学の精神を守り通している。

本学は、昭和30（1955）年に安田学園の「柔しく剛く」を建学の精神として誕生して以来、64年間、常に建学の精神「柔しく剛く」に沿って、教育研究活動を展開している。

建学の精神「柔しく剛く」において、「柔しく」とは、心遣い、気配り、思いやりといった人間としての品格を、「剛く」とは、意志、理性に加えて知識、技術等、自分を支える力を意味する。本学の教育においては、“柔しき”と“剛き”を一人の人間が併せ持つことに重きを置いている。この建学の精神を踏まえた上で、教育理念として「人格の完成をめざして学術技能をみがき、質実な徳性を身につけて、いかなる境遇にあっても女らしい柔しさと剛い意志をもって、家庭を明るくし、社会につくすことのできる心身共に健全な婦人を育成すること」（創立者・安田リヨウ）を学園創立以来、明確に示しており、その考えが揺らいだことはない。

2. 使命と目的

本学の使命と目的は、「安田女子短期大学学則」第1条に「女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」として定めている。これは、建学の精神「柔しく剛く」を反映し、知識を授け、知的能力・応用的能力を育成するとともに、円満な人格や道徳的視点での育成を企図してのことである。知性と徳性、更にはそれらを融合した社会的能力の涵養を図ることは、中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24

（2012）年8月28日）での指摘を待つまでもなく、中等教育から高等教育における今日的な課題である。また、学科の目的は、学則第2条第2項に定めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大正 4 (1915) 年度	安田リヨウにより安田学園 (広島技芸女学校) 創立
昭和 30 (1955) 年度	安田女子短期大学開学・保育科開設
昭和 36 (1961) 年度	家政科開設
昭和 63 (1988) 年度	秘書科開設
平成 3 (1991) 年度	家政科を生活科学科に名称変更
平成 16 (2004) 年度	生活科学科を廃止 (平成 16 (2004) 年度 大学家政学部開設)
平成 27 (2015) 年度	秘書科を廃止 (平成 27 (2015) 年度 大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科に秘書ビジネスコース開設)

2. 本学の現況

・短期大学名

安田女子短期大学

・所在地

〒731-0153 広島県広島市安佐南区安東 6 丁目 13 番 1 号

・学科構成

保育科

(参考)

学部

学部	学科	設置年度
文学部	日本文学科	昭和 41 (1966) 年度
	書道学科	平成 23 (2011) 年度
	英語英米文学科	昭和 41 (1966) 年度
教育学部	児童教育学科	平成 24 (2012) 年度
心理学部	現代心理学科	平成 24 (2012) 年度
	ビジネス心理学科	平成 30 (2018) 年度
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	平成 15 (2003) 年度
	国際観光ビジネス学科	平成 27 (2015) 年度
家政学部	生活デザイン学科	平成 16 (2004) 年度
	管理栄養学科	平成 16 (2004) 年度
	造形デザイン学科	平成 28 (2016) 年度
薬学部	薬学科	平成 19 (2007) 年度
看護学部	看護学科	平成 26 (2014) 年度

安田女子短期大学

大学院

研究科	専攻	課程	設置年度
文学研究科	日本語学日本文学専攻	博士前期課程 博士後期課程	平成 6 (1994) 年度 平成 8 (1996) 年度
	英語学英米文学専攻		
	教育学専攻		
家政学研究科	健康生活学専攻	修士課程	平成 25 (2013) 年度
薬学研究科	薬学専攻	博士課程	平成 25 (2013) 年度
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程 博士後期課程	平成 30 (2018) 年度

• 学生数、教員数、職員数

学生数：262 人

教員数：48 人

専任教員数：15 人

兼任教員数：33 人

職員数：32 人

正職員：19 人

嘱託職員：5 人

パート職員：7 人

派遣職員：1 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・本学の建学の精神は、その母体として大正 4（1915）年に創立した安田学園（広島芸芸女学校）の建学の精神「柔しく剛く」である。それは、学園創立者の安田リヨウの言葉「人格の完成をめざして学術技能をみがき、質実な徳性を身につけて、いかなる境遇にあっても女らしい柔しさと剛い意志をもって、家庭を明るくし、社会につくすことのできる心身共に健全な婦人となるよう、日々たゆみなく励むという意味です。」が示すとおり、人間としての徳性と、知識、思考力等の知性の両面の育成を目指す全人教育を意味する。本学の使命と目的は、建学の精神「柔しく剛く」を反映し、知識を授け、知的能力・応用的能力を育成するとともに、円満な人格や道徳的視点での育成を企図して、学則第 1 条に「女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」として定めている。また、学科の目的は、学則第 2 条第 2 項に「保育科は、時代の変化や社会の要請にこたえ得る、人間性豊かで高い資質の保育者養成を主たる目的とする」と定めている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】
- ・本学の教育の目的は、建学の精神に基づく教育・研究を展開して柔しさと剛さを併せ持つ学生を養成することであり、そのような人材の養成を通して社会に貢献することである。本学の教職員は、教育に関する目的、目標、方針等が定められた「教育に関するガイドライン」の下に、教育に臨んでいる。【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

- ・建学の精神は、本学の教育・研究等の内容を広く世の中に示す資料や学生に示す学内資料に「柔しく剛く」という建学の精神と、その意味するところを各種媒体で統一した文言により簡潔に記している。また、学内の主要施設の随所に創立者安田リヨウ自筆の建学の精神を掲示している。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・建学の精神「柔しく剛く」は本学（園）が104年にわたり貫いてきた教育目的であり、その意味するところは、徳性と知性の両面の育成を展開する全人教育である。【資料 1-1-11】
- ・知識・技術の教授に加え、特別科目「まほろば教養ゼミⅠ・Ⅱ」等を中心とした特色のある教育体系は、学則第1条に定める本学の目的「女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図る」を具現化するものであり、高度経済成長を経て人間回帰が唱えられる昨今、輝きを増している。幼稚園教諭、保育士の養成を目指す保育科においては、ともすれば教員採用試験等の合格を目指して知識教育に偏る傾向が否定できない中でも、本学は建学の精神に沿って、徳育や社会での実践力を重視している。本学の特色は、『2019 大学案内』や公式ホームページ等に示し、学内外に広く周知している。【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】

1-1-④ 変化への対応

- ・既に本評価書の「沿革と現況」で述べたとおり、学園として、社会環境の変化や地域社会の要請に応え学部学科の新設、改組を実施してきた。短期大学においては、昭和36（1961）年度に開設した家政科は、平成3（1991）年度に生活科学科に名称変更を行った。さらに、社会や地域の急速な変化に対応するため、平成16（2004）年度に生活科学科を大学家政学部（当時は生活デザイン学科・管理栄養学科の2学科体制）へと改組した。また、昭和63（1988）年度の開設当時、中国地方唯一であった秘書科においては、平成27（2015）年度まで存続したが、社会環境の変化に応じ、高等教育機関としてより社会に貢献することを目的として、大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科に秘書ビジネスコースを開設するとともに秘書科の理念を継承し、発展的統合を遂げた。保育科については、昭和30（1955）年度の開設以来、一貫して高度な専門的保育者の養成を行っており、保育・教育業界の社会的発展に寄与してきた。近年においても保育者養成の需要は高く、地域からの期待・信頼も大きい。【資料 1-1-15】
- ・短期大学の目的、保育科の目的は、社会や環境がいかなる変化を遂げた場合も対応可能な普遍的、かつ永遠の目標であり、開設後、大きな改訂は行っていない。【資料 1-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-2】 『2019 大学案内』（P3～4）【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-3】 安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-4】 安田女子大学ホームページ

（大学概要 > 学園案内 > 安田学園ミッションステートメント）

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/information/>

【資料 1-1-5】 教育に関するガイドライン【資料 F-9】と同じ

【資料 1-1-6】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 1-1-7】 『2019 大学案内』（P3～4）【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-8】 『学生生活ハンドブック'19』（表紙裏扉）【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-9】『2019 履修の手引』(P2) 【資料 F-12】と同じ

【資料 1-1-10】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 学園訓)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/institution/>

【資料 1-1-11】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 学長メッセージ)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/message/>

【資料 1-1-12】シラバス「まほろば教養ゼミ I」【資料 F-12】と同じ

【資料 1-1-13】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-14】『2019 大学案内』(P11) 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-15】『安田学園百年史 校史編』(P976)

【資料 1-1-16】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・建学の精神に沿った教育・研究全体の一層の発展に取り組む。そのために、建学の精神「柔しく剛く」の学生及び全教職員への継続的な周知と共有、更には地域社会への周知に努める。
- ・時代の変遷とともに社会を取り巻く様々な事象が変化を遂げているが、本学園創立以来 104 年を経ても色あせない建学の精神「柔しく剛く」を礎とし、学びの具体的内容を継続して社会環境の変化に適応させながら推し進めていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・毎年内容を改編して発行する『大学案内』『学生生活ハンドブック』『履修の手引』では、そのいずれにも建学の精神「柔しく剛く」を解説文とともに記し、理事会役員を含む全教職員に配付している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】
- ・新任の教職員については新任教職員オリエンテーションや新任教員 FD(Faculty Development)研修会の機会を利用し、建学の精神及びそこに込められた思いや理念を解説し、理解を深めるよう努めている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】
- ・学科の目的については、建学の精神及び本学の目的に沿って学科長により原案が作成され、平成 19 (2005) 年度第 35 回総務会、平成 19 (2005) 年度第 28 回全学運営協議会 (現

「短期大学運営協議会」、平成 19（2005）年度第 19 回全学教授会（現「短期大学教授会」）における審議を経て制定し、学内外に公表している。なお、総務会、短期大学運営協議会は、学長、教務センター長、学科長等の教員及び事務局長を以て組織しており、学科の目的は教職員参画の下、制定された。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-② 学内外への周知

- ・学生への周知については、教職員と同様、建学の精神「柔しく剛く」を『学生生活ハンドブック' 19』『2019 履修の手引』に記し周知に努めるとともに、全学必修科目「まほろば教養ゼミ I・II」の中で、建学の精神に込めた思いや理念を説明している。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】
- ・学外に対しては、『2019 大学案内』及び公式ホームページにより、建学の精神、教育理念、短期大学及び学科の目的を示し、広く世の中に周知している。【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・本学の建学の精神「柔しく剛く」を具現化するために教育研究に関する中長期計画を学長が策定後、総務会、短期大学運営協議会、短期大学教授会を経て全教員に周知した。また中長期計画は 3 つのポリシーに沿って教育を展開し自己点検・評価を継続して行い PDCA サイクルを回していくことを示している。【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】
- ・中長期計画及び学科の目的、3 つのポリシーの策定においては、常に建学の精神「柔しく剛く」及び本学の目的を念頭に置いている。既に記したとおり、建学の精神は知育と徳育が両輪となって本学の教育を支えることを示すものであり、本学の教育課程や教育課程外学修の骨格として位置づけられている。すなわち、中長期計画、3 つのポリシーの編成・改編に際しては、知識や技能の教授を体系的に構築し、それを実現するために本学ならではの「まほろば教養ゼミ」を通した徳育を併せて展開している。【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】
- ・財務に関する中長期での対応については、改組等の内容を前提とし、法人本部総務部経理課が毎年、長期財務計画を立案し、理事長をはじめ法人本部長、人事部、総務部経理課の役職者での審議の上で決定している。【資料 1-2-20】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・3 つのポリシーについては、平成 21（2009）年度第 23 回全学運営協議会（現「短期大学運営協議会」）等での審議を経て、平成 21（2009）年度第 15 回全学教授会（現「短期大学教授会」）において、建学の精神に沿った方針が策定された。その後、平成 28（2016）年 3 月 31 日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、平成 29（2017）年度に改訂を行った。【資料 1-2-21】【資料 1-2-22】【資料 1-2-23】
- ・本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに

については、建学の精神を礎とした本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものになっている。【資料 1-2-24】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・保育科は、教育・研究の充実に向け、必要な教育研究組織を整備している。大学・短期大学を横断する教育・研究に関する事項については、各種委員会が情報共有、課題抽出、改善提案等を行っている。その中で重要な事項については、既に記述した総務会や短期大学運営協議会等の会議体で議論し、学長が方策について決定している。【資料 1-2-25】
【資料 1-2-26】【資料 1-2-27】【資料 1-2-28】【資料 1-2-29】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】『2019 大学案内』（P3～4）【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-2】『学生生活ハンドブック' 19』（表紙裏扉）【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-3】『2019 履修の手引』（P2）【資料 F-12】と同じ

【資料 1-2-4】平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料

【資料 1-2-5】平成 30 年度第 3 回 FD 研修会【新任教員ミーティング】次第

【資料 1-2-6】平成 19 年度第 19 回全学教授会議事録

【資料 1-2-7】安田女子大学ホームページ

（大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報）

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/tanki/>

【資料 1-2-8】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-9】『学生生活ハンドブック' 19』（表紙裏扉）【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-10】『2019 履修の手引』（P2）【資料 F-12】と同じ

【資料 1-2-11】シラバス「まほろば教養ゼミ I」【資料 F-12】と同じ

【資料 1-2-12】『2019 大学案内』（P3～4）【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-13】安田女子大学ホームページ

（大学概要 > 大学概要 > 学園訓）

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/institution/>

【資料 1-2-14】安田女子大学ホームページ

（大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報）

<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/tanki/>

【資料 1-2-15】2019 年度第 3 回総務会議事録

【資料 1-2-16】2019 年度第 3 回短期大学運営協議会議事録

【資料 1-2-17】2019 年度第 2 回短期大学教授会議事録

【資料 1-2-18】安田女子短期大学 中長期計画

【資料 1-2-19】『2019 履修の手引』（P43）【資料 F-12】と同じ

【資料 1-2-20】長期財務計画 平成 30 年度版（平成 29～38 年度）

【資料 1-2-21】平成 21 年度第 23 回全学運営協議会議事録

- 【資料 1-2-22】平成 21 年度第 15 回全学教授会議事録
- 【資料 1-2-23】平成 29 年度第 26 回短期大学運営協議会議事録
- 【資料 1-2-24】安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について【資料 F-9】と同じ
- 【資料 1-2-25】2019 年度保育科役割分担
- 【資料 1-2-26】2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿
- 【資料 1-2-27】安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 1-2-28】安田女子短期大学運営協議会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 1-2-29】安田女子短期大学教授会規程【資料 F-9】と同じ

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・使命・目的及び教育目的の中長期計画、3 つのポリシー、教育研究組織の改編の策定等に当たっては、安田学園設立時（大正 4（1915）年）に唱えた建学の精神「柔しく剛く」に常に立ち還り、建学の精神と齟齬が無い、バランスを欠いていないかを問うており、今後も自己点検・評価委員会を中心に定期的に点検・検証を継続し必要に応じて改善していく。

【基準 1 の自己評価】

- ・本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「柔しく剛く」に基づいて、教育理念、使命・目的を掲げている。それらは、教職員や学生等、学内はもとより、学外に対しても公式ホームページや『2019 大学案内』等を通じて周知に努めている。
- ・建学の精神「柔しく剛く」を今後とも堅持する一方、学びの中身や教育手法は本学を取り巻く社会環境の変化に対応し、内容を随時吟味し、必要に応じ改善、刷新を図っている。
- ・過去 10 年間（平成 22（2010）年 3 月～平成 31 年（2019）年 3 月）の保育科の就職率は 100.0%と安定しており、入学定員も継続してほぼ充足している。このことは、建学の精神に沿った教育内容と環境変化に対応する種々の取組みが、地域社会から評価されていることの証であると自負している。
- ・今後も、建学の精神を堅持するとともに社会環境の変化にいち早く対応して、効果的な教育研究活動を展開するよう努める。
- ・これらのことから基準 1「使命・目的等」の基準は、満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、保育科の特性を踏まえ、『2019 入学試験ガイド』及び公式ホームページにおいて明示している。本ポリシーでは、保育科が養成する人材の定義とともに、受験者・保護者双方にとって分かりやすいように、求めている人材を具体的に3点にまとめて表記している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】
- ・本学では、建学の精神「柔しく剛く」の精神を日常の学修・生活でも大切にしている。アドミッション・ポリシーという言葉が浸透する以前から、本学が求めてきた学生像こそが「柔しく剛く」ある人であり、それを学科の特性に合わせて具体的文言に置き換えたものをアドミッション・ポリシーとして示している。そのためアドミッション・ポリシーを『2019 入学試験ガイド』で示すとともに、『2019 大学案内』において建学の精神を冒頭に明示し、入学前段階から理解を図っている。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】
- ・平成 30（2018）年度において、高校生及び高校教員に対しては、受入れ方針の浸透を図るため様々な接触機会を設けて周知を行っている。オープンキャンパス、高校 3 年生・保護者対象大学説明会、本学教員による高校訪問、高校出張授業、高校教員対象入試説明会、高校単位でのキャンパス見学、外部会場での進学相談会、高校内での進学相談会等、多くの接触機会を設けている。また、オープンキャンパス、高校 3 年生・保護者対象大学説明会においては、近隣県 5 コースに無料の送迎バスを運行しており、県外の受験者の獲得に一定の成果を挙げている。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・本学は、アドミッション・オフィス入学試験（A0 入試）、推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、社会人特別選抜入学試験を実施している。『2019 入学試験ガイド』では冒頭にアドミッション・ポリシーを明示し、アドミッション・ポリシーが A0 入試という特定の入学試験のための受入れ方針との誤解を避け、全入学者に対するポリシーであることを示すようにしている。【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】
- ・A0 入試では、まず初日に授業理解試験で本学に入学するにあたり必要な基礎学力を学力試験とは異なる方法で測る。2 日目には、出願書類（自己推薦書、調査書）に基づいた面接を行い、総合的に判定している。【資料 2-1-15】

- ・推薦入学試験では、評定平均値による推薦基準の設定や基礎学力調査（公募制推薦入学試験（専願・併願））の実施により、入学後の学業に適した学力を測るとともに、小論文（指定校制推薦入学試験）や調査書の活用、面接（公募制推薦入学試験（専願））により、アドミッション・ポリシーとの適合性を総合的に判定している。【資料 2-1-16】
- ・一般入学試験〔前期日程〕〔後期日程〕においては、学力試験と調査書を資料として総合的に判定している。【資料 2-1-17】
- ・平成 30（2018）年度入試までは音楽実技（ピアノ・声楽）を課していたため、学外試験会場での入学試験が実施できなかったが、平成 31（2019）年度入試から音楽実技を外し、学外の 14 会場（推薦入学試験においては 11 会場）での入学試験が可能になった。これにより遠方に居住する受験者や、幼稚園・保育所等において職場体験をした高校生等、幼児教育現場に興味を示すが、音楽実技に疎い受験者の獲得を目指している。さらに、AO 入試、指定校制推薦入学試験、公募制推薦入学試験（専願）、社会人特別選抜入学試験の入学一次手続完了者を対象に、ピアノの経験や習熟度を確認した上で、必要な人に休日等を利用して無償でピアノレッスンを行うことにより、アドミッション・ポリシーに則った人材の確保に努めている。なお、平成 30（2018）年度のレッスンには、140 人が参加した。【資料 2-1-18】【資料 2-1-19】
- ・入学者の選抜方法に関しては、アドミッションセンターを中心に入試制度に関する調査研究と実施についての検討を行い、「入学者選抜方法案」を作成する。この原案に基づき、学長が委員長を務める入学者選抜委員会を開催し、入学者選抜の基本方針、選抜方法を決定する。なお、入学者選抜委員会には、部会として「入学試験問題作成部会」「入学試験実施部会」及び「合否基礎判定部会」を置いている。問題の作成及び採点は、「入学試験問題作成部会」が担当し、入学者選抜方法の種類と試験科目ごとに学長が任命する複数の教員からなる分科会議が実務にあたる。【資料 2-1-20】
- ・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保について、自己点検・評価委員会で議論・検証を行い、その結果を FD 委員会、総務会、短期大学運営協議会、短期大学教授会で報告している。報告内容を基に問題点や改善点があった場合、FD 委員会にて対策を講じ、アドミッションセンターに連携する。【資料 2-1-21】【資料 2-1-22】【資料 2-1-23】
【資料 2-1-24】【資料 2-1-25】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度における入学定員充足率は以下のとおりであり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。平成 31（2019）年度以降の入学試験においては、平成 30（2018）年度の充足率を鑑み、受験機会を増やすために、音楽実技を外し、学外の 14 会場（推薦入学試験においては 11 会場）での入学試験を可能にした。志願者の大幅な増加には至らなかったが、アドミッション・ポリシーの浸透等により本学を第 1 志望とする志願者を多く獲得しており、平成 31（2019）年度の入学者数は回復している。【共通基礎】

安田女子短期大学

保育科	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
入学者数	155 人	151 人	143 人	117 人	147 人
入学定員充足率	103.3%	100.7%	95.3%	78.0%	98.0%

【エビデンス集・データ編】

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】『2019 入学試験ガイド』(P2～3) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-2】安田女子大学ホームページ

(入試情報 > アドミッションポリシー (入学者受け入れの方針))

<http://www.yasuda-u.ac.jp/admission/policy/>

【資料 2-1-3】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3つのポリシー)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/>

【資料 2-1-4】『2019 入学試験ガイド』(P2～3) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-5】『2019 大学案内』(P3～4) 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-1-6】平成 30 年度高校訪問先・担当者一覧 (第 1 回・第 2 回)

【資料 2-1-7】平成 30 年度高校出張授業実績

【資料 2-1-8】平成 30 年度高校教員対象入試説明会参加校一覧

【資料 2-1-9】平成 30 年度キャンパス見学参加者数

【資料 2-1-10】平成 30 年度進学相談会来場者数 (外部会場開催・高校内開催)

【資料 2-1-11】高校 3 年生・保護者対象大学説明会リーフレット

【資料 2-1-12】『2019 入学試験ガイド』(P2～3) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-13】安田女子大学ホームページ

(入試情報 > アドミッションポリシー (入学者受け入れの方針))

<http://www.yasuda-u.ac.jp/admission/policy/>

【資料 2-1-14】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3つのポリシー)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/>

【資料 2-1-15】『2019 入学試験ガイド』(P14～15) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-16】『2019 入学試験ガイド』(P18～25) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-17】『2019 入学試験ガイド』(P28～33) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-18】『2019 入学試験ガイド』(P15、19、23、25、47) 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-19】A0 入試に合格された皆さんへ

【資料 2-1-20】安田女子大学・安田女子短期大学アドミッションセンター規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-1-21】2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録

【資料 2-1-22】2019 年度第 1 回 FD 委員会報告

【資料 2-1-23】2019 年度第 3 回総務会議事録

【資料 2-1-24】2019 年度第 3 回短期大学運営協議会議事録

【資料 2-1-25】2019 年度第 2 回短期大学教授会議事録

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・広島県という地域性や女子短期大学という特性、社会の要請を踏まえた改組・設置を実施してきたことにより、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持ができてきた。今後ともアドミッションセンターや広報を担っている企画課が中心となってアドミッション・ポリシーの積極的な認知向上を図っていく。
- ・多様な入学試験を実施しているが、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているか否かは、入学試験の結果と照らし、自己点検・評価委員会が中心となり点検・検証している。問題点や改善点があった場合、FD 委員会にて対策を講じ、アドミッションセンターに連携する。社会状況の変化等、諸条件を加味しながら、各入学試験の内容・定員枠の見直し、改善や学生募集の努力を継続的に行っていく。
- ・平成 30 (2018) 年度の充足率を鑑み、平成 31 (2019) 年度入学試験から音楽実技を外し、学外の 14 会場（入学試験においては 11 会場）での受験を可能にした。志願者の大幅な増加には至らなかったが、平成 31 (2019) 年度の入学者数は回復しており、今後も継続してアドミッション・ポリシーに則った人材の確保に努めていく。令和 2 (2020) 年度以降の入学試験においては、更に学外試験会場を 4 会場増設するとともに、試験日も追加し、更なる志願者、入学者の確保に努める。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・本学で教職協働で行われている学修支援の特長は、以下のとおりである。

1) チューター制度

- ・本学の教育の特長のひとつとしてチューター制度の充実があげられる。学生生活全般にわたって学生の身近なアドバイザーとなっているのがチューターである。チューターは原則として入学から卒業まで同じクラスを担当し、週 1 回クラス単位で開講される「まほろば教養ゼミ」を学生とともに運営することにより、学生の成績や欠席等の学修の状況を常に把握できるようになっており、修得単位数の少ない学生等に対する

指導には特に留意している。また日常的に接することから、学生からの要望、意見を汲み上げる仕組みとしても機能している。このようにチューターは学生の学修の支援において大きな役割を担っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

2) 学期始めのチューターによる履修ガイダンス

- ・学期始めに行うチューターによる履修ガイダンスでは、進路希望や履修モデルに基づき授業選択等についての指導が行われる。また新入生には、入学時の学科別ガイダンスにおいて教務委員が教育課程や履修計画を説明し、これを踏まえて、各クラスでチューターが週1回の「まほろば教養ゼミ」の時間を利用して、学生の状況や希望に応じた指導を行っている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

3) 授業の欠席に対する対応

- ・学生の授業の欠席が所定の回数になると、非常勤講師を含む授業担当者は、「授業欠席状況について（連絡）」を当該学生のチューターに提出することになっている。この制度により、欠席が続き始めた時期を捉えて、チューターが早めに学生と面談等を行うことができるようになっている。【資料 2-2-5】

4) 上級生による新入生の学生生活スタートの支援

- ・一人暮らしを始めた新入生が新たな生活に慣れることができるように、「新入生のためのクッキングセミナー」や、地元を離れ一人暮らしを始めた新入生と同郷の先輩、同級生、教職員との出会いの場を提供する「一人暮らし支援イベント」等を行い、新しい学生生活に適応できるように工夫している。「新入生のためのクッキングセミナー」や「一人暮らし支援イベント」は、上級生が企画・運営を行い、学生センターの教員や学生課職員も参加する。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

5) ICT（情報通信技術）教育の推進

- ・本学は学生1人に1台ノートパソコンを配付しており、パソコンを活用した授業や自習ができる施設・環境等を整備している。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

6) 『学びを知る』の配付

- ・学生としての心構えや履修方法、レポートの書き方等をまとめた『学びを知る』を新入生全員に配付し、週1回チューターを中心にクラスごとに行われる「まほろば教養ゼミ」の時間に短期大学での学び方についての指導が行われている。なお、『学びを知る』は従来、紙媒体の冊子を配付していたが、平成31（2019）年度入学生から学生1人に1台配付するノートパソコンのデスクトップに『学びを知る』の電子データを置くこととした。デジタル化することにより、学生の活用の頻度、利便性の向上を図っている。【資料 2-2-14】

7) 教育支援システム「まほろばポータル」

- ・本学の教育や授業、学生生活に関する多くの情報は、平成24（2012）年度より運用を開始した教育支援システム「まほろばポータル」に掲載しており、学生は学内外からパソコン、スマートフォン等を通してアクセス可能である。「まほろばポータル」は、学生により分かりやすく使いやすいサービスを提供することを目指しており、休講・補講の連絡や説明会の案内等、様々な情報を即時提供して、学生の学修を支援している。【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

8) 学習支援センター

- ・学生の「学びたい」という気持ちに応える場所として設置された学習支援センターは、学修全般にわたり組織的に学生を支援している。具体的には、「授業についていけない」「勉強の方法が分からない」等、学修全般に関する相談を受け、個人指導やアドバイスをを行う支援体制を整えている。その他、ラーニング commons の運営、硬筆書写講座、各種課外講座、英語カフェの運営、ボランティア活動の紹介等を行っている。【資料 2-2-17】

9) 教務職員

- ・本学における重要な学修支援、授業支援の人的補助体制として、教育を支援する教務職員の存在がある。教務職員は主な職務である学科事務を遂行するとともに、学生指導にも携わり、重要な役割を果たしている。原則として 1 学科に 1 人の教務職員を配置しているが、保育科は演習科目の支援のため 2 人体制としている。【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】

10) 各種委員会

- ・本学における多くの会議体の構成員は教員だけでなく関係部署の職員も配置し、教職協働で学修支援にあたっている。【資料 2-2-21】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・短期大学は修業年限が 2 年間と限られており、上級生が SA (Student Assistant) として授業を補佐することは困難である。そのため、保育科では、教務職員が学内で実習器具等を使用する演習科目（「子どもの食と栄養Ⅰ・Ⅱ」「子どもの保健Ⅲ」「子どもの健康と安全」）の補助をしている。教務職員は、授業前に担当教員と入念な打ち合わせを行い、授業の目標や手順を確認している。また、授業時においては、実習器具の基本的な使い方 の指導、手順の指導補助を行っている。【資料 2-2-22】
- ・障がいのある学生への配慮については、チューターから具体的な状況を確認後、学長補佐（教育・学生支援担当）を中心に対応を検討する。例えば、視覚障がいや聴覚障がいがある場合は教卓付近への席指定や、下肢が不自由な場合は極力移動が少ないように教室配当の工夫等、学生の状態に合わせて対応する。【資料 2-2-23】
- ・全教員に週 2 コマのオフィスアワーを設け、学修支援体制を整えている。また、学内外から何時でも閲覧可能なシラバスにオフィスアワーを掲載している。【資料 2-2-24】【資料 2-2-25】
- ・退学、休学及び留年を防ぐ対応としては、チューターが授業欠席等の学生の状況を把握し、学生や保護者と面談を行っている。本学では、各授業の欠席回数が所定の回数になった時点で授業担当者が当該学生のチューターに専用の用紙で連絡し、チューターを中心として学科・短期大学が早期の対応を行うことにより、退学、休学、留年を未然に防ぐ体制を整えている。休学ならびに退学の申し出については、いずれもチューターが当該学生または保護者と面談をして、状況を把握する。この面談をもとに、チューターが作成した詳細な所見が短期大学教授会で審議され、承認される。休学者については、チューターが中心となり、当該学生及び保護者と連絡をとりながら、復学に向けたサポートを行っている。なお、1 年次 5 月に実施するオリゼミを通して、新入生は上級生や教職

員と人間関係を構築し、学生生活をスムーズにスタートすることができるため、休学や退学の申し出は極めて少ない。【表 2-3】【資料 2-2-26】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-3】 学科、専攻別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】『学生生活ハンドブック' 19』（P15～16）【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-2】『2019 大学案内』（P11）【資料 F-2】と同じ

【資料 2-2-3】平成 30 年度ガイダンス日程表

【資料 2-2-4】保育科履修モデル

【資料 2-2-5】授業欠席状況について（連絡）

【資料 2-2-6】安田女子大学ホームページ

（学生生活・進路 > 一人暮らしのサポート）

<http://www.yasuda-u.ac.jp/career/life/>

【資料 2-2-7】安田女子大学ホームページ

（お知らせ：NEWS > 「一人暮らし支援イベント 一絆一」を開催しました

http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_108.html

【資料 2-2-8】平成 30 年度 一人暮らし支援イベント 参加者

【資料 2-2-9】平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー レシピ

【資料 2-2-10】平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー アンケート集計結果

【資料 2-2-11】『2019 大学案内』（P17・78）【資料 F-2】と同じ

【資料 2-2-12】『学生生活ハンドブック' 19』（P39～40）【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-13】学内情報システム利用ガイド

【資料 2-2-14】『学びを知る 2018』

【資料 2-2-15】学内情報システム利用ガイド（4. まほろばポータル）

【資料 2-2-16】『学生生活ハンドブック' 19』（P12～13）【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-17】学習支援センター<利用の手引>2018 年度版

【資料 2-2-18】組織規程（別表）安田学園事務組織【資料 F-9】と同じ

【資料 2-2-19】安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-2-20】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 2-2-21】2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿

【資料 2-2-22】安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-2-23】平成 29 年度第 2 回総務会議事録

【資料 2-2-24】平成 30 年度後期時間割（専任教員）

【資料 2-2-25】シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 2-2-26】授業欠席状況について（連絡）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・退学者が極めて少ないことからわかるように、退学、休学、留年を防ぐ対策及び学修支援は丁寧に行われており、今後も継続する。
- ・チューター制度や「まほろば教養ゼミ」の実施により、教員と学生の接触機会が多い。それを一因として、就職率や授業・学生生活の満足度は高い数値を維持している。
- ・以前の学修施設は自習室や図書閲覧室等、個々で学ぶ施設が多く、グループワーク等共同で学修するための施設整備に課題があった。そこで平成 28 (2016) 年 8 月に竣工した 1 号館において、ラーニングcommonsを設置し、グループワークやプレゼンテーション、ワークショップ等を行うことのできる設備・什器を設置した。また、授業においてはアクティブラーニングの推進を行ったことから、学生が相互に協力しながら学ぶことや ICT を用いた予習・復習機会が増えてきている。さらに、学生の出席状況を短時間で正確に把握できるようにするために、主な教室にはカードリーダーを設置しているが、令和元 (2019) 年度後期開始までに 30 席以上の教室 (実習室等除く) には原則としてカードリーダーを設置して学修支援のために運用する予定である。今後も学修環境を整備し、学生の積極的で自立的な学修を支援していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

- ・全学必修科目である「まほろば教養ゼミ I・II」では、建学の精神に基づいた豊かで確かな自己実現が達成できるように、「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」ことを軸に、週に 1 回、クラス単位での運営を行っている。学内清掃や硬筆書写講座等が組み込まれており、知識的な学修にとどまらず、社会人としての在り方、所作についても涵養している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】
- ・保育科の授業科目におけるキャリア支援に関する実習としては、「保育実習 I a・I b・II・III」「教育実習 I・II」を設けている。各実習の教育効果を最大限に上げるため、1 年次前期 (6 月) に本学園の付属幼稚園 2 園の全面的な協力の下、「教育実習指導」で観察実習を行い、幼児の特徴や幼稚園教諭の職務を学ぶ。次に、実習開始時に、両付属幼稚園の園長に、園の方針や実習の心構え、実習生としての立場等を説明していただく。実習期間中においては、専任教員が必ず実習園を巡回し、園長や学生、都合がつけば担任教諭・保育士と面談を行い、実習状況を把握することにより、より一層教育効果を上げている。また、平成 31 (2019) 年 4 月、本学園の付属幼稚園園長・教諭として 40 年以上のキャリアを有する教員を保育科専任教員として迎え、学生の社会的・職業的自立に関する支援を行っている。【資料 2-3-4】
- ・「保育者論」において保育者の資質向上とキャリア形成について学ぶとともに、毎年 11 月、保育科 1・2 年生を対象に、弁護士、保育所・幼稚園の園長を招聘し、人権教育講話を開催している。乳幼児の教育・生活全般についての事例に基づき、乳幼児・保護者・

保育者の人権を擁護することを念頭に、幼児教育現場において求められる力、そのために学生時代にしておくべきこと等を説明していただいている。また、本学科卒業生の講話により、学生は短期大学で学ぶ意義を明確に認識し、自らのキャリア形成に大きく役立てている。【資料 2-3-5】

- ・本学ではクラス単位でチューターを配置している。原則入学から卒業まで同じ教員が担当し、学生の履修指導からメンタルサポートまで幅広く相談に応じている。就職についても、各クラスのチューターは学生全員と面談を行い、キャリア支援課の専任スタッフと連携し、学生の希望を尊重した上で、個人の適性を踏まえたアドバイスを行っている。さらにキャリアセンター長、各学科の教員、キャリア支援課課長等で構成される就職指導委員会では、就職指導及び支援を行っている。【資料 2-3-6】
- ・キャリア支援課では7人の専任スタッフを配置し、就職支援プログラムとして「幼保就職ガイダンス」や「保育科Uターンセミナー」「履歴書等の添削」、「先輩体験発表会」で就職活動の進め方、面接、対策等についてアドバイスを受けられる機会を設け、スムーズに就職活動に取り組める環境を整えている。また、キャリア支援課は学科担当制を設け、各学科の特性や職業支援の専門性の高い職員が継続的に支援を行っている。これらの取組みにより、過去10年間（平成22（2010）年3月～平成31年（2019）年3月）の保育科の就職率は100.0%と安定した状況を維持している。【表 2-4】【表 2-5】【表 2-6】
【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-4】 就職相談室等の状況

【表 2-5】 就職の状況（過去3年間）

【表 2-6】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】『2019 履修の手引』（P43）【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-2】『2019 大学案内』（P11）【資料 F-2】と同じ

【資料 2-3-3】『学びを知る 2018』

【資料 2-3-4】シラバス「教育実習指導」【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-5】平成30年度人権教育講話資料

【資料 2-3-6】安田女子大学・安田女子短期大学キャリアセンター規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-3-7】『就職ハンドブック 2020.3 卒用』（P1～2）

【資料 2-3-8】就職ガイダンス・セミナー一覧（2020年3月卒）

【資料 2-3-9】保育科 就職率推移

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・過去10年間（平成22（2010）年3月～平成31年（2019）年3月）の保育科の就職率は100.0%と安定しており、キャリア教育及び支援体制は成果を挙げている。今後も学科とキャリアセンターが連携をし、キャリア支援を行い、幼児教育・保育現場で求められる力を身に付け、時代の変化や社会の要請に応え得る、人間性豊かで高い資質を持った保

育者を育成していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生生活の安定を支援する主な組織として、学生センター、学生課を配置している。学生センターは、学生生活に関する諸事項について審議するとともに、学生指導及び助言を行う。また、その事務は学生課において遂行する。【資料 2-4-1】
- ・学生への経済的支援として、学生課が相談窓口となり、奨学金の募集・応募に関する相談を学生及び保護者より受けている。本学独自の奨学金制度として「教育ローン利息補給奨学金」を設けている。これは指定金融機関の既存教育ローンにおいて、在学期間内に発生する利息を本学が補給する制度である。これ以外にも「日本学生支援機構奨学金」や地方公共団体及び民間育英団体等が運営する奨学金制度を利用できる。【資料 2-4-2】
【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】
- ・経済的支援制度として、「授業料等諸納付金の分納及び延納制度」を設けており、授業料の期限までに一括納付が困難な学生は、本学が許可した場合、授業料等諸納付金を分納または延納することができる。分納については、前期または後期の各期に3回を限度とし、分割して授業料を支払うことができる。延納については、本学が許可した場合、授業料の支払いを本学が指定する期限まで延納することができる。【表 2-7】【資料 2-4-5】
- ・学生の課外活動の支援としては、学生のボランティア活動や資格取得へ向けた支援等については、学習支援センターが担っており、各種募集・案内や相談を通して学生がスムーズに活動できる環境を整えている。また、サークル活動については、学生課がサポートし、学友会や後援会が遠征費用（交通費及び宿泊費）を支援している。【表 2-8】【資料 2-4-6】
- ・学生の心身の健康管理を目的として保健センターを設置し、定期健康診断・応急処置・健康相談・健康教育・生活相談を行っている。その施設は、保健室、休養室、学生休憩室が併設されている。保健室は、保健担当者（看護師）により適切な手当や応急処置を行う（投薬等の治療は行わない）ほか、症状や傷害の状況に応じて最寄りの病院の紹介や受診の手配を行う。休養室は体調不良時の休養場所として、学生休憩室は1人でゆっくり休んだり、気持ちを落ち着けたりする場所として機能している。また、学生相談室を置き、学業・就職・友人関係・家族関係等の悩みに対して気軽に相談できる環境を整えている。希望により、臨床心理士資格を持つ教員と専門のカウンセラーによるカウンセリングも受けることができる。【表 2-9】【資料 2-4-7】
- ・ハラスメントの相談窓口は、学生が訪れやすい部署（学生相談室・保健センター・学生課）に設け、各部署の担当者を相談員としている。さらに、常勤の教員から選任されたハラスメントに関する相談員も4人配置（内1人は保育科教員）している。【資料 2-4-8】

- ・ 学生生活の安定のための支援として、以下の本学独自の取組みを学生センターと学生課が行っている。

1) オリエンテーションセミナー

- ・ 1年次の5月に教員や先輩・友人との人間関係を構築することと、入学後の不安解消を目的として、2泊3日の新入生歓迎オリエンテーションセミナー（以下、オリゼミ）を実施している。これは、「学生の学生によるオリエンテーションセミナー」であり、上級生が新入生のためにすべてを企画して運営する。新入生はこのオリゼミを通して、有意義な学生生活を送るための人間関係の基礎を築くことができる。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

2) 一人暮らし支援イベント

- ・ 学生で組織する「一人暮らし支援イベント実行委員」が中心となり、イベントや大学周辺の生活情報、一人暮らしで留意する点等を記載した冊子の作成・配付を行っている。【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】

3) 新入生のためのクッキングセミナー

- ・ 主に一人暮らしをする学生を対象に「新入生のためのクッキングセミナー」を開催し、バランスのとれた食事を自炊できるようにサポートしている。【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】

4) 朝食無料キャンペーン

- ・ 平成 28（2016）年度に実施した、併設大学の学生も対象とした「学生生活に関する実態調査」において、朝食を毎日食べる学生が 66%であったこと、また徐々に県外から入学してくる学生が増え、一人暮らしの学生が増加してきたことに鑑み、学生食堂「まほろば」において昼食だけでなく、朝食や夕食も提供し、食生活の安定を図り健康的な生活を推奨している。また、通常 200 円の朝食を平成 22（2010）年度から年に 3 回程度、「朝食を食べようキャンペーン」と称して 100 円で提供、平成 28（2016）年度から常時 100 円で提供している。更に、試験・補講期間においては、「試験応援！朝食無料キャンペーン」を実施し、学生が学修や試験に集中できるよう積極的に支援している。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】

5) アパート・マンション家主懇談会

- ・ 一人暮らしの学生向けに本学専用のアパート・マンションを用意している。家主はアパート・マンションの近隣に住み、学生の日常生活を見守ってくださっている。また、各家主とは、「安田女子大学・安田女子短期大学専用アパート・マンション家主懇談会」を毎年 1 回開催し、学生が安全で快適な生活を送れるよう意見交換や具体的な改善提案を行っている。【資料 2-4-21】
- ・ 本学は、学生が美術や音楽に親しむ機会を有効に活用し、豊かな学生生活を支援するため、「キャンパスメンバーズ制度」に加盟している。本制度に加盟している機関の入口で学生証を提示することにより、美術館は何度でも無料で利用することができる。また、広島交響楽団の対象のコンサートを特別価格で鑑賞することができる。【資料 2-4-22】

【エビデンス集・データ編】

【表 2-7】 短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表 2-9】 学生相談室、保健室等の状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 安田女子大学・安田女子短期大学学生センター規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-4-2】 安田女子大学・安田女子短期大学教育ローン利息補給奨学金制度に関する規程【資料 F-9】と同じ

【資料 2-4-3】 安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項【資料 F-9】と同じ

【資料 2-4-4】 『学生生活ハンドブック' 19』(P29)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-5】 授業料等諸納付金の分納及び延納に関する内規【資料 F-9】と同じ

【資料 2-4-6】 『学生生活ハンドブック' 19』(P32・63)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-7】 『学生生活ハンドブック' 19』(P55～57)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-8】 『学生生活ハンドブック' 19』(P58～59)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-9】 『学生生活ハンドブック' 19』(P68)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-10】 安田女子大学ホームページ

（安田の教育 > 教育の特徴 > オリエンテーションセミナー（オリゼミ））

<http://www.yasuda-u.ac.jp/education/features/>

【資料 2-4-11】2019 年度オリエンテーションセミナー実施日程および学科組合せについて

【資料 2-4-12】 2018 年オリエンテーションセミナー しおり

【資料 2-4-13】 平成 30 年度オリエンテーションセミナー参加状況

【資料 2-4-14】 安田女子大学ホームページ

（お知らせ：NEWS > 「一人暮らし支援イベント「絆」を開催しました

http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_108.html

【資料 2-4-15】 『CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 2018』

【資料 2-4-16】 平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー レシピ

【資料 2-2-17】 平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー アンケート集計結果

【資料 2-4-18】 『学生生活ハンドブック' 19』(P38)【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-19】 「試験応援！朝食無料キャンペーン」 ポスター

【資料 2-4-20】 平成 30 年度「試験応援！朝食無料キャンペーン」 実績

【資料 2-4-21】 安田女子大学ホームページ

（お知らせ：NEWS > 「安田女子大学・安田女子短期大学専用アパート・マンション家主懇談会」を開催しました。

http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_124.html

【資料 2-4-22】 『学生生活ハンドブック' 19』(P44)【資料 F-5】と同じ

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生サービスは、充実した内容となっている。今後も継続して学生センター、学生課を中心に、時代の変化や学生及び保護者の要望に応じたサービスを検討・実施していく。
- ・ 学生生活の更なる充実を目指し、学生食堂で提供している朝食を令和元（2019）年 6 月

から無料で提供することとした。当面の営業時間は、8:00~9:30とし、メニューや運営方法は、学生の意見を取り入れて改善を図っていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・施設設備の安全管理やメンテナンスについては、「施設使用（管理）規程」、「安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領」、「学校法人安田学園消防計画」等に則り、施設部管財課を中心に行っている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】
- ・校地・校舎は、併設の大学と共用しているものの、短期大学設置基準を上回る面積を有している。【共通基礎】
- ・建物の耐震性能については平成 25（2013）年に調査を行い、耐震診断の判定が平成 26（2014）年 4 月に認定された。その結果老朽化により耐震性が不十分であった旧 1 号館、2 号館、3 号館、4 号館を解体し、新 1 号館を建設した。【資料 2-5-5】
- ・学生には一人一台のロッカーを設置している。【資料 2-5-6】
- ・学生食堂「まほろば」は 1 階に 530 席、2 階に 160 席設けている。また 5 号館には 550 席の「カフェテリアこもれび」を設け、コンビニエンスストアの他にパスタ等の軽食のショップ「Trattoria こもれび」とカフェを併設している。さらに、1 号館 1 階にはコンビニエンスストアの他、飲食可のスペースを設け、昼食時の混雑緩和に寄与している。【資料 2-5-7】
- ・体育施設としてテニスコート、グラウンド、体育館、トレーニングルーム、弓道場が設けられている。【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】
- ・学内には 100 種類近くの樹木を栽培しており、健康や環境に配慮したキャンパスを構築するとともに、保育科の学生は虫眼鏡で木の幹を見たり、手触りを確かめたりする等の体験学修を行い、教育効果を上げている。【資料 2-5-10】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・図書館は授業期には 8:30 から 21:00 まで、休業期には 9:00 から 18:00 まで開館しており、約 32 万冊の図書、約 2,800 種類の雑誌の他、語学学習用の CD や DVD 等の視聴覚資料を有している。また視聴覚室、グループ研究室、自習室、AV ブース等を備えている。平成 26（2014）年に改築を行い、コンセントや無線 LAN を配した自習スペースやワークスペースを拡大、平成 31（2019）年にはパーティションに囲まれた個室型閲覧席を

増設する等、利用者の多様なニーズに合わせた環境整備を進めている。【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】

- ・音楽実技を行うための施設としてミュージックラボ、音楽レッスン室、音楽実習室を配置し、体育実技や身体表現を行うための施設としてスタジオを用意している。それぞれの施設は授業で利用するとともに、空き時間に練習ができる環境を整えている。また、調理実習を行う施設として調理実習室を、植物の栽培を通して体験学修を行う施設として実習農園を整備している。【資料 2-5-13】
- ・アクティブラーニングの推進によって学修スタイルが変化してきており、学生が自立的に学修する環境の整備が必要となってきた。そのため、1 号館では、グループ学修やプレゼンテーション、ワークショップ等、目的に応じた学修環境を提供するラーニングコモンズを設置し、学生の教育環境を整備した。【資料 2-5-14】
- ・自主性を尊重し、真の人間教育を実践する場として、平成 23（2011）年度に安田学園セミナーハウスを開設した。セミナーハウスには、研修室だけでなく、食堂、宿泊室 13 室（収容定員 42 人）等を配備しており、宿泊も可能である。本学園の園児、児童、生徒、学生、大学院生、教職員、卒業生が利用でき、卒業論文中間発表会やゼミ合宿、サークル活動等に活用されている。【資料 2-5-15】
- ・本学は平成 22（2010）年度以降、全学生にノートパソコンを必携としている。さらに平成 26（2014）年度から、入学時に全ての学生に無償でノートパソコンを配付している。また教室及びオープンスペース、ワークルーム、ラウンジまほろば、カフェテリアこもれび等の共有スペースにおいては、無線 LAN を整備している。また、パソコンを常設している教室として、ICT センター、ICT 教室を配置し、空き時間には自習に利用できる。【資料 2-5-16】【資料 2-5-17】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・高低差のあるキャンパスにおいてバリアフリー環境を整備するため、5 号館にエレベーターを設置し、5 号館 4 階と 6 号館 1 階を渡り廊下によって接続した。また、A 棟の外階段にスロープを設置する等し、施設間アクセスの向上とともに、車椅子での移動においても負荷が軽減されている。【資料 2-5-18】
- ・学生の安全を確保するため、学生が通過する頻度の高いキャンパス中央部は車両通行禁止とし、車両はキャンパスの外側を迂回するよう整備している。【資料 2-5-19】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・原則として、講義は 1・2 年生ともに学年を 2 グループに編成し 1 クラスあたり 75 人程度、演習・実技は 3 グループに編成し 1 クラスあたり 50 人程度で授業を行っている。対象学年や授業内容を踏まえた上で、教育効果等を考慮してクラス編成を行っており、授業を行う学生数を適切に管理・運営している。【資料 2-5-20】

【エビデンス集・データ編】

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-5-1】 安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 2-5-2】 施設使用（管理）規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 2-5-3】 安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領【資料 F-9】と同じ
- 【資料 2-5-4】 学校法人安田学園 消防計画
- 【資料 2-5-5】 安田女子大学ホームページ
（学生生活・進路 > 施設紹介 > 1号館）
<http://www.yasuda-u.ac.jp/career/campus2/>
- 【資料 2-5-6】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P41）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-7】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P37～38）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-8】 『2019 大学案内』（P79）【資料 F-2】と同じ
- 【資料 2-5-9】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P78～79）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-10】 シラバス「保育内容 環境 I」【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-5-11】 図書館利用案内
- 【資料 2-5-12】 安田女子大学ホームページ
（付属施設 > 図書館 > 安田女子大学安田女子短期大学図書館）
<http://lib.jimu.yasuda-u.ac.jp/library/guide/>
- 【資料 2-5-13】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P37、78～79）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-14】 ラーニングコモンズ「きらめき」
- 【資料 2-5-15】 セミナーハウス利用案内
- 【資料 2-5-16】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P39～40）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-17】 『2019 大学案内』（P17）【資料 F-2】と同じ
- 【資料 2-5-18】 『学生生活ハンドブック’ 19』（P78～79）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-19】 キャンパスマップ（迂回路）
- 【資料 2-5-20】 2018 年度受講者数一覧（保育科）

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 1号館にラーニングコモンズを設置したことで、学生の自立的な学修環境は整ってきているが、学生のノートパソコン利用率の向上に伴い、無線 LAN の範囲の拡大やノートパソコンを接続するためのコンセント等についてのニーズが高まってきている。情報教育委員会と情報システム課、管財課が連携し、利用状況を鑑みながら、次年度以降の施設整備計画に組み込んでいく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学内 2 カ所に学生・教職員の意見を聞く「意見箱」を常時設置し、意見の把握に努めている。投書については、学長が自ら確認し、必要に応じて関係教職員にヒアリングを行った後、対応策を検討し、学生掲示板、教育支援システム「まほろばポータル」及びグループウェアで全学生、全教職員に回答している。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】
- ・学生生活の実態を把握するため、毎年、本学独自の「学生生活に関する実態調査」を実施している。また、調査は、併設の大学とともに実施し、大学との比較を可能としている。企画課で結果の集計・分析を行った後、FD 委員会、総務会、短期大学運営協議会に付議し、学修環境の改善に役立てている。【資料 2-6-3】
- ・1 年次後期からは毎学期、学科独自のアンケート調査を行い、学生一人ひとりの状況を把握し、教育に生かしている。アンケート項目は、前学期の学修態度、長期休業中の活動、当該学期の不安や決意、卒業後の希望進路等、多岐にわたる。結果は、学科内で共有し、保育科教職員が一丸となり学生生活全般の支援に努めている。また、チューターや学科長が状況把握を行い、必要に応じて教務センターや学生センター等、学内の関係部署と連携している。【資料 2-6-4】
- ・本学の取組みについて、学生の意見・要望を把握することを目的として、平成 30 (2018) 年 9 月に「学生と学長補佐による懇談会」を開催した。大学学部・短期大学から各 1 人の学生（計 8 人）が参加し、学長補佐（教育・学生支援担当）と、3 つのポリシーに基づいた本学の取組みについて、意見交換を行った。本会の議事録を学長、学長補佐、学科長及び企画課で共有し、改善に努めている。【資料 2-6-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】安田女子大学・安田女子短期大学 意見箱について（お知らせ）学生用

【資料 2-6-2】平成 25～30 年度意見箱投書・回答件数

【資料 2-6-3】「2018 年度学生生活に関する実態調査」結果報告（学科別）

【資料 2-6-4】保育科学生生活アンケート（1 年後期・2 年前期・2 年後期）

【資料 2-6-5】本学取組みに対する適切性の点検・評価について（議事録）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見・要望を把握できるように、これまで取り組んできたことを継続しながら新たな取組みを含め今後も引き続き努めていく。その一例として平成 30 (2018) 年度に試みた「学生と学長補佐による懇談会」は、今後も学長補佐及び企画課が計画し行っていく。

【基準2の自己評価】

- 学生の受入れについては、建学の精神「柔しく剛く」に基づいたアドミッション・ポリシーを公式ホームページ及び入試ガイドに示すとともに、受入れ方針に沿った入学者選抜を実施している。入学者数についても安定しており、適正な受入れができていると評価している。
- 学修及び授業の人的支援については、保育科に配置されている教務職員とともに、充実した運用が行われている。また、学習支援センターが、学修全般にわたり組織的に学生を支援していると評価している。
- キャリア教育については、教育実習や保育実習を教育課程に組み込んでいる。チューターのサポートもあり、安定して高い就職率を維持していることから、本学のキャリア教育やキャリア意識の形成支援は機能していると評価している。
- 本学の学生サービスについては、1年次5月に開催される新入生歓迎オリエンテーションセミナーによって教員や先輩・友人との人間関係を構築することからはじまり、チューターが授業欠席回数を把握する等、細やかで多岐にわたる支援を行っており、適切であると評価している。
- 学修環境の整備については、短期大学設置基準上必要な校地・校舎面積を満たしており、ノートパソコンの全学生への配付や無線LANの整備等、環境整備は進んでいると評価している。
- 学生の意見・要望への対応は、学内2カ所に学生・教職員の意見を聞く「意見箱」を常時設置し、回答を学生掲示板に掲示する等、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、機能している。
- これらのことから基準2「学生」の基準は、満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・本学の教育の目的と使命は、建学の精神に基づく教育・研究を展開して柔しさと剛さを併せ持つ学生を養成することであり、そのような人材の養成を通して社会に貢献することである。学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、学長を中心に本学の教育目的と学科の養成人材像に沿って素案が作成され、学科に関心を持つ受験者、学生、保護者、地域社会等に十分に理解してもらえるような内容と表現を中心に、学科での十分な審議を経た後に決定された。また、授業科目及び授業内容は、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って体系的に編成している。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】
- ・教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを明確に掲げており、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）とともに、公式ホームページ上で公開している。【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- ・本学では、短期大学設置基準第 7 条及び学則第 11 条に基づき、「安田女子短期大学教育課程履修規程」に、単位の基準及び卒業要件を定めている。1 単位の授業科目に必要な学修時間は、「教育課程履修規程」の他、教職課程や指定保育士養成施設としての基準に照らし、設定している。【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】
- ・単位修得の要件及び卒業要件は、学科の教務委員（教員）やクラスのチューターから、学期のはじめの学科ガイダンスやチューターガイダンスで『2019 履修の手引』等を用いて学生に周知している。【資料 3-1-6】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・各科目の単位認定については、成績評価基準を記載した「教務事務連絡」を全教員に配付し、周知するとともに、「安田女子短期大学教育課程履修規程」に則り、厳正に単位を認定している。【資料 3-1-7】 【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】
- ・成績評価基準は、下表のとおりである。学生は毎学期配付される成績通知書で各科目の成績評価、修得済単位数、当該学期の GPA (Grade Point Average)、入学時からの累計 GPA 等を確認することができ、自身の学修成果の把握に活用している。なお、成績については、

学内に常設しているパソコンや各自のノートパソコンからも確認可能である。【表 3-2】【資料 3-1-10】

評価	評価基準(点)	単位	備考
秀(S)	100～90	認定	GPA の計算対象
優(A)	89～80		
良(B)	79～70		
可(C)	69～60		
不可(D)	59～0	不認定	
欠席(F)	試験欠席		
抹消(M)	受験資格等なし		
合格	—	認定	「まほろば教養ゼミⅠ・Ⅱ」の成績評価
不合格	—	不認定	

- 成績評価について疑義のある学生は、成績発表後 1 週間以内に授業担当者に直接申し出ることができる制度を設けており、このことは『2019 履修の手引』に記載されているだけでなく、成績を渡す際にチューターから全学生に伝えている。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】
- 授業担当教員はカリキュラムにおけるその授業の位置付けと到達目標を設定し、評価方法に従って評価している。各授業科目の到達目標、評価方法等は、シラバスに記載し、学生に周知を図っている。なお、各担当教員が作成したシラバスについては、学科長と学科の教務委員（教員）による組織的なチェックが行われている。【資料 3-1-13】
- 保育科では、学外の教育実習及び保育実習の受講に際して「学外実習資格判定用フローチャート」を定め、全学生に対し各学期開始前等に資格判定（成績判定）を実施している。これは教育の質保証に向けた成績評価でもあり、成績による判定は通算 4 回実施している。判定にあたっては GPA を用いており、小数点第 3 位を切り上げ小数第 2 位までを有効数字としている。基準の数値に 0.01 ポイントでも満たない場合は実習を延期しており、判定は厳格に実施されている。保育の本質や子どもへの理解、保育内容及び保育技術が教育・保育実習で展開可能なレベルまで修得されているかどうかを、「内規」に基づき判定している。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】
- 本学を卒業するためには、2 年以上 4 年以下在学し、所定の単位を修得しなければならない。【資料 3-1-16】
- 保育科が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修めた者には卒業が認定され、学位が授与される。学生の卒業、学位の授与については、学則第 28 条に則り短期大学教授会の議を経て学長が認定し、適切に処理している。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【表 3-2】成績評価基準

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】平成 21 年度第 23 回全学運営協議会議事録

【資料 3-1-2】平成 21 年度第 15 回全学教授会議事録

【資料 3-1-3】安田女子大学ホームページ

(大学概要 >(大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3 つのポリシー)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/>

【資料 3-1-4】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-5】安田女子短期大学教育課程履修規程【資料 F-9】と同じ

【資料 3-1-6】『2019 履修の手引』(P4・8)【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-7】『2019 履修の手引』(P4)【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-8】2019 年度 教務事務連絡(全教員用)

【資料 3-1-9】安田女子短期大学教育課程履修規程【資料 F-9】と同じ

【資料 3-1-10】『2019 履修の手引』(P30～33)【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-11】『2019 履修の手引』(P34)【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-12】平成 30 年度前期 成績通知書の配付について(お願い)

【資料 3-1-13】シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-14】保育科 学外実習資格判定用フローチャート

【資料 3-1-15】2018(平成 30)年度前期学業成績(成績順)(実習資格判定資料)

【資料 3-1-16】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-17】安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について【資料 F-9】と同じ

【資料 3-1-18】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-19】安田女子短期大学学位規程【資料 F-9】と同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の単位認定、卒業認定は、適切な成績の評価方法、評価・認定基準に沿って厳格に行っている。評価の厳格さという点で、教員間で評価に著しいバラつきが生じないように、継続して学科長及び教務委員によるシラバスチェックや、FD 研修会等を通して適切な評価方法について共通認識を持てるようにしていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・カリキュラム・ポリシーは、教育目的を達成するため、学長を中心に、ディプロマ・ポリシーに基づき素案が作成され、学科での十分な審議を経た後に策定された。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーは公式ホームページ上で公開している。【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】
- ・教育課程の詳細は、『2019 履修の手引』に掲載し学生に周知を図っている。【資料 3-2-4】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・カリキュラム・ポリシーは、建学の精神「柔しく剛く」及びディプロマ・ポリシーに基づいて定めており、一貫性は確保されている。【資料 3-2-5】
- ・保育科では、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を検証できるように、6つのディプロマ・ポリシーの各々について、科目ごとに、ディプロマ・ポリシーとの関連性に基づき、「◎」は「とても関連する」、「○」は「関連する」として、「◎」または「○」を付けたカリキュラムマップを作成している。【資料 3-2-6】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・教育課程の体系性に関しては、短期大学設置基準第5条を遵守しつつ、建学の精神「柔しく剛く」に基づく人格形成を実現するために、以下のような教育課程を設け、その体系性を確保している。卒業要件は、「特別科目」2単位、「基礎教育科目」12単位以上、「専門教育科目」50単位以上、計64単位以上である。【資料 3-2-7】 【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】

1) 「特別科目」

- ・「特別科目」は、「基礎教育科目」「専門教育科目」と並んで本学の教育課程に組み込まれており、通年の卒業必修科目として「まほろば教養ゼミⅠ・Ⅱ」を開講している。「まほろば教養ゼミⅠ・Ⅱ」は、倫理性を培い、総合的な判断力を養い、かつ豊かな人間性を涵養することを目的として、「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」の4つの柱を立ててクラスごとに特色豊かに運営される。例えば、チューターが参加して学生同士のディスカッション、学生の調査・発表を行い、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の養成、学修に対するモチベーションの獲得等を図っている。また、学長や客員教授の講話、健康教育講演会、防犯教育講演会、裁判員制度・人権説明会等も行っている。「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」の側面から理解を深めることで、建学の精神「柔しく剛く」を人生の指針として会得させるとともに、今日の混迷する時代と社会においてそれがもつ意味を理解させることを目的としている。また、知育を図るにあたって、豊かな情操を養い、こころを育てるようにし、知育そのものについても、断片的な知識の集積ではなく、知識を基盤として課題探求能力を高め、理解力や判断力そして豊かな創造性を養うことの大切さを自覚させるよう努めている。これは、学生に主体的な学修への取組みを求めるものである。【資料 3-2-10】 【資料 3-2-11】

2) 「基礎教育科目」

- ・基礎教育科目は、短期大学の理念・目的・教育目標に沿った人材養成に深く関わって

る。「人間系」「情報系」「言語系」「体育系」の4領域から成り、それぞれ人生設計の手引きとして、幅広い教養への導入として、また技術の習得や言語の習得、健全な心身の育成を目的として開講している。なお、安田女子大学で開講される共通教育科目の単位を修得した場合、8単位を上限として基礎教育科目の単位に算入することができる。【資料3-2-12】

3) 「専門教育科目」

- ・保育科の教育課程編成の特徴は、第1に基礎的な理論及び技能を1年次に修得し、確かな技術を支えに各種の実習に臨めるように編成していること、第2に幅広い知識を持った保育者養成のため、保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位について定められる法令よりも多くの科目を卒業必修科目や保育士・幼稚園教諭課程の必修科目に指定してより深く教授している点である。保育科の独自科目としては、①昭和30(1955)年開学当初から開設されている「リズム理論及び実習」を改訂して幼児の身体表現活動の指導に必要な基礎技能を養成する「幼児身体表現Ⅰ・Ⅱ」(各1単位)、及び、②2年次には保育に関する領域で興味を抱いた課題について、それまでに学んだ保育学を基に研究を行う「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」(各1単位)、③宿泊保育や野外を利用した保育活動を展開するにあたっての必要な知識・技能を身に付ける「野外活動演習」(2単位、2泊3日の宿泊演習を含む)、④社会的養護の役割や心の傷を抱えた子ども等への接し方、家族の再構築や養育機能の再生・強化等を学ぶ「養護内容特殊講義」(2単位)等がある。学外実習を伴う教育実習指導、保育実習指導については、各学年3クラス編成に対応して、専任教員を3人ずつ、補助教員(専任教員)1人ずつの計8人体制で日々の授業を行うとともに、折々に外部講師(幼稚園、保育所、施設等の園長、弁護士等)を招聘して、現場の実際を教えていただく機会を提供している。【資料3-2-13】
- ・教育課程に関する体系性の学生への周知・指導については、入学時に履修モデルを示し、各チューターによって徹底を図っている。また、前・後期の学期始めには、チューターによる履修ガイダンスで指導している。各チューターが学生一人ひとりに前学期の成績を渡し、学生は「教職履修カルテ」に前学期の学修を振り返りながら新学期の学修の目標を作成し、履修計画を立てる。さらに、学期始めに学年ごとのガイダンスや、学科の全学生を対象とした学科ガイダンスを行う。学科ガイダンスで学科長による講話を行うことで、保育者になるための学修姿勢を確認するとともに、学修の見通しを持つことができるように指導している。【資料3-2-14】

4) シラバス

- ・本学が開講する授業科目名等は『2019 履修の手引』に記載され、授業科目の内容(授業の概要及び授業の目標、到達目標、授業計画、評価の方法、内容と時間を含む授業外学習へのアドバイス、教科書、参考文献、学生へのメッセージ、オフィスアワー)については、シラバスに記載されている。シラバスは学内外から何時でも閲覧できるように、公式ホームページ上で公開している。【資料3-2-15】

5) CAP 制

- ・単位制度の実質化、すなわち、単位数に見合った学修の時間を確保するために、平成

31 (2019) 年度入学生から、履修上限単位数(CAP 制)を各学期 24 単位に設定することにより、予習・復習を含め、授業時間外の学修をさらに確実に学生に実施させ、教育目的を踏まえた教育課程編成が有効に機能するように努めている。これは、短期大学設置基準第 7 条第 2 項に定められる 1 単位に必要な 45 時間の学修時間(授業時間を含む)を前提にして学修の深度の確保、単位制度の実質化の担保を目的としている。【資料 3-2-16】

- ・CAP 制の趣旨を保つための対策(授業外学修)としては、『2019 履修の手引』に 1 単位の授業に必要な学修時間を明記し、チューターを中心として学生に履修指導を行うとともに、各授業のシラバスには授業担当者による「授業外学習へのアドバイス」の欄を設けて、予習・復習の内容や時間を示し、授業外学修を促進している。【資料 3-2-17】
【資料 3-2-18】

3-2-④ 教養教育の実施

- ・広範な教養の育成を目指す「基礎教育科目」は、「人間系」「情報系」「言語系」「体育系」の 4 領域からなり、様々な分野の多くのことを学び、自分自身でじっくり考え、理解力を養い、豊かな教養を身に付けることと、社会に出て役に立つ様々な知識、技能を獲得することを目的としている。【資料 3-2-19】
- ・保育科の卒業必修科目のひとつである特別科目の「まほろば教養ゼミ I・II」は、本学が開学当初からの目的としている「人格の完成をめざす」という教育理念を実現するために、各クラスのチューターが学生と密にコミュニケーションを図りながら、助言・指導を行い、学生が自らの人格育成の道筋を修得するための授業である。1 年次から 2 年次まで開講され、通年で各 1 単位となっている。この授業は、「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」という 4 つの柱を中心に据えており、クラス単位で、各クラスのチューターを中心に実施されている。また、「まほろば教養ゼミ」の時間には、学長や客員教授をはじめ様々な分野の講師を迎えての講演会、各専門分野の講師を迎えての裁判員制度・人権説明会、防犯教育講演会、健康教育講演会等が開かれ、社会で生きていく上での教養を涵養するための機会が設けられている。さらに、「まほろば教養ゼミ」の一環として「硬筆書写講座」が開設されており、この硬筆書写講座における見極め印 5 個の取得が「まほろば教養ゼミ I・II」の単位修得の基礎条件となっている。この講座は、社会生活における手書き文字の重要性に照らし、人に快い印象を与える手書き文字の修得を目的としている。【資料 3-2-20】【資料 3-2-21】【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】
【資料 3-2-24】
- ・教育課程外では、「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」「保育科展」「安田こども劇場」等、学生がプロジェクトチームを組み、自主的に実施する諸活動が行われており、個人が社会と関わり、経験を積む過程で身に付けるものの見方、考え方としての教養を育む教育活動の一環として位置づけている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- ・本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、「4-2-②FD

(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」に示す様々なFD活動に取り組んでいる。【資料3-2-25】

- ・他機関のFD研修会の開催や教育講座についても、グループウェアにより学内の教職員に随時周知を図り、本学の教員が教育方法の工夫・開発に取り組む機会を増やすように努めている。【資料3-2-26】
- ・その他の教授方法の工夫・開発については、教員相互の授業参観、学生による授業評価アンケート、「学生生活に関する実態調査」の結果に加え、自己点検・評価委員会での点検結果等を基にFD委員会を中心に行われている。

1) FD・SD (Staff Development) 研修会

- ・本学では、定期的に授業方法の工夫・改善を目的にFD・SD研修会を実施している。平成26(2014)年度は外部講師を招きアクティブラーニングをテーマとした研修会を開催した。平成27(2015)年度は「授業外学修活性化のための研修」として、PBL (Project Based Learning) や反転授業を行っている教員が事例発表を行った。平成30(2018)年度は「授業評価アンケート結果を踏まえた授業改善」として外部講師による研修会を開催した。【資料3-2-27】

2) 学生による授業評価アンケート

- ・毎学期の終わりに、授業のさらなる改善に向けて、学生による授業評価アンケートをWEB上で実施している。実施対象は専任教員、兼任教員、兼任教員に関わらず、全ての教員、全ての授業(学外実習や受講生が特定される可能性がある受講者数3人以下の科目は、除外することが可能)が対象となっている。学生による授業評価アンケート結果の集計データは、各教員に配付して授業改善に役立てられている。学科ごとの集計結果を学科長のコメントとともに約2週間掲示し、学生にフィードバックしている。【資料3-2-28】

3) 授業公開・授業参観

- ・平成27(2015)年度までは、専任教員全員の授業公開を義務付け、1年に1度は授業公開し、参観した教員と意見交換の上、授業改善に向けた取り組みを行ってきた。平成28(2016)年度からは、授業の質の維持・改善、新しい授業方法の模索・開発・展開等に積極的に資することを目的に「全ての授業は公開される」ことを宣言し、専任教員全員が半期に1度は授業参観を行うこととした。【資料3-2-29】
- ・毎年度初めに、教員が自らの活動を点検及び評価する「教員自己点検・評価」を実施している。教員は、(1)教育活動領域、(2)研究活動領域、(3)社会貢献活動領域、(4)大学の管理・運営活動領域の4つの領域における具体的活動について基準に沿って点数化し、自ら評価を行っている。上記4領域における教員の活動を活性化し、教授方法の工夫・開発につながることを目指している。【資料3-2-30】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】安田女子短期大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-2-2】安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について【資料F-9】と同じ

【資料3-2-3】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3つのポリシー)

<http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/>

- 【資料 3-2-4】『2019 履修の手引』(P139～140)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-5】安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について【資料 F-9】と同じ
- 【資料 3-2-6】保育科カリキュラムマップ (2019 年度入学生用)
- 【資料 3-2-7】安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について【資料 F-9】と同じ
- 【資料 3-2-8】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-2-9】『2019 履修の手引』(P8・139～140)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-10】『2019 履修の手引』(P43)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-11】2019 年度まほろば教養ゼミ全学行事・学科プログラム
- 【資料 3-2-12】『2019 履修の手引』(P8・139～140)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-13】『2019 履修の手引』(P139～140)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-14】保育科履修モデル
- 【資料 3-2-15】シラバス「幼児美術 I」【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-16】『2019 履修の手引』(P10～11)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-17】シラバス【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-18】『2019 履修の手引』(P4)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-19】『2019 履修の手引』(P139～140)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-20】『安田を知る まほろば教養ゼミチューター用参考資料<第二版>』
- 【資料 3-2-21】『まほろば教養教養ゼミ 礎—学長のことば—<第四版>』
- 【資料 3-2-22】『2019 履修の手引』(P43)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-23】2019 年度まほろば教養ゼミ全学行事・学科プログラム
- 【資料 3-2-24】『安田女子大学・安田女子短期大学硬筆書写講座テキスト<七訂版>』
- 【資料 3-2-25】2018 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧
- 【資料 3-2-26】2018 年度 教育ネットワーク中国第 8 回研修会 (FD/SD) の開催について
- 【資料 3-2-27】FD・SD 研修会 次第 (平成 26 年度第 3 回・平成 27 年度第 6 回・平成 30 年度第 5 回)
- 【資料 3-2-28】2018 年度後期 授業アンケート集計結果
- 【資料 3-2-29】2018 年度後期 授業評価総括 (抜粋)
- 【資料 3-2-30】安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程【資料 F-9】と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・教授方法の改善・向上については、FD 委員会や自己点検・評価委員会での改善・検討や、FD 研修会での研修を中心に行われており、今後も継続していく。
- ・3つのポリシーに関する有識者会合や平成 30 (2018) 年度に新たに実施した学長補佐 (教育・学生支援担当) と学生の協議は今後も継続していく。

- ・カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の検証を目的としたカリキュラムマップも学生にも周知・理解を促進し、教育効果が更に高まるような活用ができるように努めていく。
- ・教育課程及び教授方法、成果について学内で点検を行うとともに、今後も引き続き実習施設等から意見を聴取する機会を設ける等、学内外からの検証を行い、改善・向上に努める。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・教育目的の達成状況の点検・評価に関しては、本学では GPA 制度による成績評価や授業評価アンケート等の測定結果をもとに教育目的の達成状況を点検・評価しており、その結果を学科会議等で報告することによって、学科教員の共通認識となるよう努力している。また、FD 委員会、自己点検・評価委員会は GPA 制度や授業評価アンケートの結果を点検・評価し、改善を図っている。なお、「授業評価」の第一義的目的は教員の授業改善であるが、学生の授業への取組みや理解の程度を尋ねる設問を入れる等、教育目的の達成状況の把握にも役立てている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】
- ・成績による教育目的の達成状況の点検・評価は、個々の教員による、小テスト、小レポート、授業におけるコミュニケーションカード、発表、期末試験、期末レポート等によって実施している。成績通知書には、秀・優・良・可・不可等の評価以外に GPA 値も示している。この GPA 値は、毎学期の GPA 値とともに入学時からの累計 GPA 値を記載し、各学生の経年的な成績の変化を学生自身も教員も知ることができるようになっている。学生の成績記録は、学科の事務室とクラスのチューターに毎学期配付し、学科の他の教員が閲覧を希望した場合、学科長の管理の下、学科事務室で保管している成績記録を確認することができるようになっている。【資料 3-3-3】
- ・学生による授業評価アンケートは、全学的に実施しており、毎年前期、後期各 1 回、原則として兼担・兼任教員担当科目も含む全授業科目について WEB 上で行っている。評価項目の中には、「授業の内容はあなたにとって充実したものでしたか」「あなたにとってこの授業を受講した意義は大きかったと思えますか」等、学修の達成状況に対する学生の自己評価を把握できる項目も含まれており、教員にとって有益な情報を提供するものとなっている。【資料 3-3-4】
- ・学生の学修成果を把握するための学生調査として、前述の学生による授業評価アンケ

ート以外に、毎年、全学的に「学生生活に関する実態調査」を実施している。この調査では、授業外学修の時間・内容、入学時点から伸びたと感じられる能力や知識について学生自身に問う項目が含まれており、これらの結果から学生生活の実態を知るとともに、教育目標の達成についての学生の自己評価を把握することができる。この調査の結果については、短期大学運営協議会やFD委員会等で共有され、検討資料とされている。【資料3-3-5】

- ・卒業後3年経過後の卒業生を対象とした「卒業生就業状況アンケート」を実施している。アンケート項目は、就業状況（勤務先変更の有無、勤務先の満足度、退職理由）、在学中の満足度、在学中に身に付いたスキル等、在学中に身に付けたかったスキル等、社会に出て役に立った学び等と多岐にわたる。この調査により、卒業生の実業状況を把握するとともに課題の認識に努めている。【資料3-3-6】
- ・卒業生の代表的な就職先となっている複数の企業等の方から話を聞く3つのポリシーに関する有識者会合は、「本学学生の現状の把握（3つのポリシーに基づいた養成する人材像となっているか）」「企業・社会が求める人材像の把握」「企業・社会側から見た近年の本学学生・OG像」について情報を得ることができ、本学の学修成果の点検・評価のひとつの機会となっている。【資料3-3-7】
- ・「本学取組みに対する適切性の点検・評価」を目的として、本学の取組みと3つのポリシーを照らし合わせ、学長補佐（教育・学生支援担当）と学生が行った協議では、カリキュラム・ポリシーが示す「学生参加、自主的、能動的学修の推進」について意見交換を行なった。協議内容は学科長に共有され、教育の充実に役立てている。【資料3-3-8】
- ・学科の目的に沿い、学生は希望や進路に応じた免許・資格を取得している。免許・資格の取得状況も教育目標達成の指標となりうる。この結果はさらなる教育改善への検討の重要な資料として、総務会や短期大学運営協議会、また学科の会議で共有している。【資料3-3-9】
- ・進路決定状況も教育目的達成の指標となりうる。これらの結果は、就職指導委員会はもちろん、さらなる教育改善への検討の重要な資料として、自己点検・評価委員会で用いている。平成31（2019）年3月の卒業生の進路決定状況は、89.1%が幼稚園教諭・保育士・保育教諭（その内、公立への正規採用約4.3%、私立への正規採用約81.2%、臨時採用約3.6%）に採用され、10.1%が一般企業等への就職及び進学、0.7%が就職しないである。これからもわかるように、例年、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に就く卒業生が大半を占めている。【資料3-3-10】
- ・保育科の卒業生の多くは保育所、幼稚園、認定こども園に進む。学科の教員は、在学生の保育実習・教育実習の巡回と併せて、卒業生の様子を各施設の園長や職員に尋ね、あるいは卒業生と直接話をして、卒業後の様子の把握に努め、そこから得られる卒業生の評価を学科内で共有している。また、保育科においては、11月の大学祭や12月初旬に行われる卒業研究発表会に、多くの卒業生が参加し、在学生や教員との情報交換の場になっている。在学時のチューター制度によって、卒業後においてもチューターと学生の絆は固く、卒業後も交流が続く。このように、保育所、幼稚園、施設等の就職先や卒業生から聴取された情報は在学生の教育活動や実習指導等に生かされるとともに、学修成

果の点検・評価にも役立っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 授業評価アンケート質問項目

【資料 3-3-2】 2019 年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録

【資料 3-3-3】 2018 年度後期 学則成績一覧表

【資料 3-3-4】 授業評価アンケート質問項目

【資料 3-3-5】 「2018 年度学生生活に関する実態調査」 結果報告（学科別）

【資料 3-3-6】 2015 年 3 月卒 卒業生就業状況アンケート結果

【資料 3-3-7】 3 つのポリシーに関する有識者会合 議事録（2017 年度・2018 年度）

【資料 3-3-8】 本学取組みに対する適切性の点検・評価について（議事録）

【資料 3-3-9】 平成 30 年度卒業者等一覧表

【資料 3-3-10】 保育科進路決定状況 平成 31 年（2019）3 月卒業生

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学修成果の点検・評価方法については、全学的に様々な工夫・改善が行われている。今後もさらなる工夫を加えながら改善を続けていく。自己点検・評価委員会と FD 委員会は、授業評価アンケートの結果を FD 活動につなげるような工夫をさらに進めていく。
- ・「3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性」で述べたように、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を検証すべく、カリキュラムマップを既に作成している。学生一人ひとりが教育課程全体を俯瞰し、教育効果を上げるよう、カリキュラムマップを周知・活用していくとともに、学科長及び教務委員が中心となり、カリキュラム・ポリシーを具現化し、可視化したマップとなっているかを常に点検し、改善していく。
- ・教育目的の達成状況の確認手段のひとつとして、就職状況は有益な指標のひとつと考えており、卒業生に対する就職後の状況を中心とする調査については設問を精査した上で、引き続き実施する。また、教育内容・方法に関して、社会で活動する卒業生からの評価を得るということは、学科の教育内容を点検する上で意義のあることである。今後は、卒業生に対する調査方法も工夫、充実させ、それらの分析、解釈についても検証し改善を続ける。

【基準 3 の自己評価】

- ・ディプロマ・ポリシーの策定と周知については、教育目的を踏まえて策定されたディプロマ・ポリシーを明確に掲げており、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに公式ホームページに掲載し、3 つのポリシーに基づく本学の教育について、社会に向けて情報公開を行っていることと評価している。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等の策定と周知については、短期大学設置基準第 7 条及び学則第 11 条に基づき、適切に策定し、学生に周知を行っていることと評価している。
- ・単位認定基準、卒業認定基準等の適用についても、教育・保育実習の履修可否の判定の

際に用いられている内規の遵守を中心に厳正に適用していると評価している。

- ディプロマ・ポリシーに基づいて策定されたカリキュラム・ポリシーについても、公式ホームページ上で公開し、周知を図っていると評価している。
- 教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、6つのディプロマ・ポリシーの各々について、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連性を示したカリキュラムマップを作成し、一貫性の確保に努めている点を評価している。
- 教養教育の実施については、「人格の完成をめざす」という教育理念を実現するために設定されている卒業必修科目である「まほろば教養ゼミ」を中心として、「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」「保育科展」「安田こども劇場」等、学生の教養を育む様々な教育活動が行われていると評価している。
- 教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、学科内で検討が継続的に行われており、またFD委員会を中心とした様々なFD活動や、その他の多岐にわたる教育方法の工夫・開発が行われていると評価している。
- 学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、教育目的の達成状況の点検・評価に関して、GPA制度による成績評価や授業評価アンケート等の測定結果をもとに教育目的の達成状況を点検・評価し、また、FD委員会、自己点検・評価委員会で検討の上、改善を図っていると評価している。
- 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、FD委員会、自己点検・評価委員会を中心に点検・評価、フィードバックするという体制が整っていることを評価している。今後も3つのポリシーに基づいた学修成果の点検・評価をFD委員会、自己点検・評価委員会で引き続き行っていく。
- これらのことから基準3「教育課程」の基準は、満たしていると判断する。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

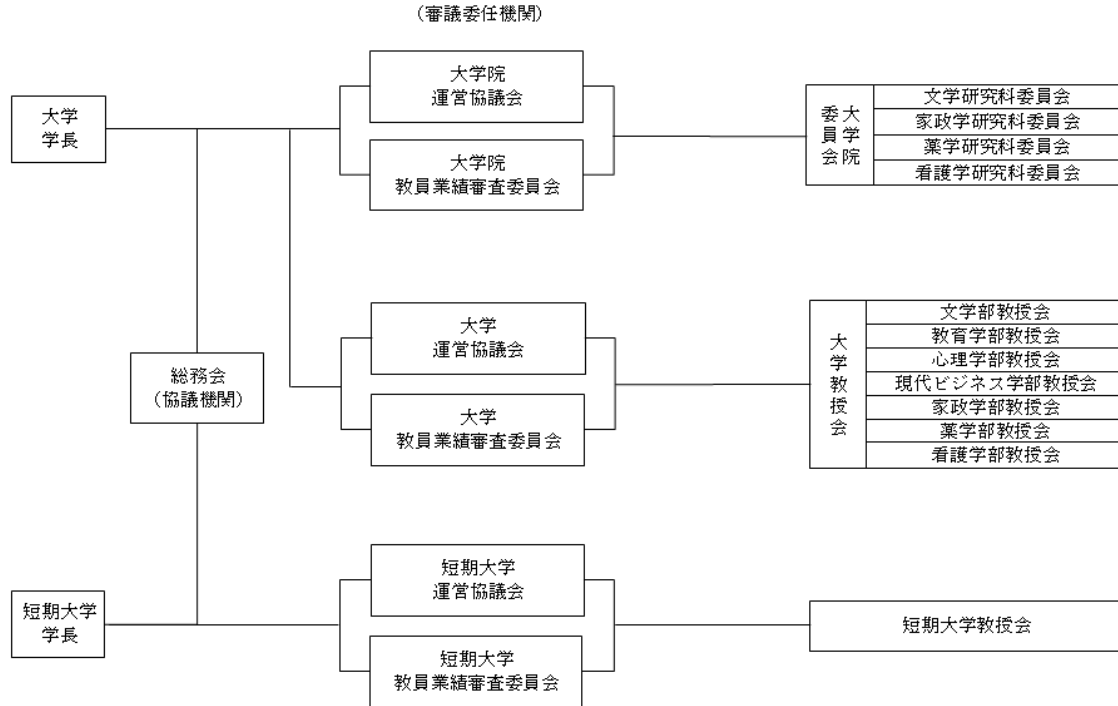
4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学校教育法第93条に沿って学則を改正し、短期大学の運営に関し学長が最終的な意思決定を行うこと、及び教授会等の審議機関は、学長による意思決定に際し意見を述べることを定めた。【資料4-1-1】
- ・改正学校教育法第92条第4項に沿って本学では複数名の学長補佐をおくとともに、学長による意思決定を支援する企画課を設け、学長によるリーダーシップの適切な発揮を担保するよう努めている。【資料4-1-2】【資料4-1-3】
- ・本学では総合的、全学的な重要事項を協議する機関として、学長、学長補佐、事務局長等を構成員とする総務会を置いている。総務会は原則として毎週開催し、学長から提起された全学的な課題や中長期的な課題、そして学科、委員会から具申された教学等に関する重要事項について協議し、学長による意思決定を支援するとともにその適切性を担保するよう努めている。事項によっては、学長補佐、担当部局長への諮問やワーキンググループの立ち上げを通じ、具体策の答申、提言を行っている。これらにより、学長による意思決定や業務執行の内容による適切性は担保されている。ここ数年においても学長によるリーダーシップが発揮され、教学面等において多くの改革がなされてきた。一例として、3つのポリシーの改訂（平成29（2017）年度）、全入試制度において音楽実技の廃止（平成30（2018）年度）、学内で1泊2日の「お泊り会」実施（平成30（2018）年度）等が挙げられる。【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-6】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・教育・研究・運営等に関する短期大学の意思決定の組織体系について以下の図に示す。

安田女子短期大学



- ・学校教育法第 93 条に沿って、学則第 16 条の 2 において、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」等について、学長が決定を行うにあたり審議し意見を述べる機関として、短期大学教授会をおくことを定めている。【資料 4-1-7】
- ・学校教育法施行規則第 143 条を踏まえ、教授会の審議委任機関として短期大学運営協議会、短期大学教員業績審査委員会を設け、審議の円滑化を図っている。短期大学運営協議会では学生の身分、教育・研究、試験・成績等についての基本的な方針・事項を審議し、短期大学教員業績審査委員会では教員業績の審査について審議している。特に短期大学運営協議会は、情報共有の場として、また、意見交換の場としても機能を果たしており、短期大学運営の円滑化や学長による意思決定のための情報収集の場として重要な位置を占めている。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】
- ・上記以外での意思決定に係る会議として、教育研究等を中心とする総合的な運営事項や中長期的な課題を協議する機関として総務会を置いている（構成員は、学長、学長補佐、事務局長等）。また、教学に関しては教務委員会、学生委員会、情報教育委員会等、自己点検等に関しては FD 委員会、自己点検・評価委員会等、就職に関しては就職指導委員会、広報に関しては広報委員会等、教育、研究、運営等に関し情報を共有するとともに個別課題を協議する機関として各種の委員会を設置している。これらの会議体の構成員には教員だけでなく関係部署の職員も配置し、教職協働で短期大学を運営している。また、短期大学教授会は、事務局長をはじめ事務局の全管理職が陪席している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】
- ・学科の教職員を構成員とする学科会議を定期的で開催している。学科会議では、学生一人ひとりの諸問題や教育、研究等に関する個別課題を共有し、対応策を協議している。

それらの課題や対応内容は、必要に応じて短期大学運営協議会で全学的な方針等を審議する場合の論拠、資料に資している。事務部門においては、毎週定例の会議として課長会議が設置され、事務部門における諸課題が共有され、対応策が協議される。また、短期大学運営協議会や総務会で審議・協議された内容で事務部門に係る案件に関しては、必要に応じて課長会議にて共有され、対応策を検討している。以上のように、学科や事務部門での個別課題については学科会議や課長会議において、教学等に関する個別課題については各種委員会で協議された後、短期大学運営協議会において、学長が最終的な意思決定を行うための熟議がなされる。また、総務会は、短期大学運営協議会等で審議を行うに際し、全学的見地から、審議すべき課題を整理するとともに、個別的な協議からは見えにくい中長期的な課題や短期大学運営の根幹に係る総合的な課題について協議し、学長に具申する役割を果たしている。【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】

- ・学長が円滑に意思決定を行うために、「教育・学生支援」「学術・研究支援」「広報・情報支援」の各領域を担当する学長補佐を置いている。【資料 4-1-15】
- ・上記の組織体のもと、個別事項や全学的な事項についての意思決定は機能していると認識する。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・建学の精神「柔しく剛く」を指針として学園のミッションステートメントである6つの行動指針が定められており教職員一同に共有されている。また、事務職員の年度の執務の方針が事務局長から全職員に示される。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】
- ・「安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程」に基づき、企画課、入試広報課、庶務課、教務職員課、教務課、学習支援課、国際交流課、学生課、キャリア支援課、図書課、管財課、購買課、情報システム課が置かれている。「事務分掌規程」にはそれぞれの課の役割や業務内容が明確に定められており、適切な人員配置が行われている。また事務職員業務ガイドに業務に必要な知識や求められる能力等が明示されており、職員のキャリアパスや自己啓発の目標設定等の参考指針としている。【表 4-2】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】

【エビデンス集・データ編】

【表-2】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】組織規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-1-3】安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-1-4】安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-1-5】安田女子短期大学運営協議会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-1-6】保育科ブランディング事業

【資料 4-1-7】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-8】安田女子短期大学運営協議会規程【資料 F-9】と同じ

- 【資料 4-1-9】 安田女子短期大学教員業績審査委員会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-1-10】 安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-1-11】 2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿
- 【資料 4-1-12】 2019 年度教授会座席表
- 【資料 4-1-13】 2018（平成 30）年度第 5 回保育科学科会議議事録
- 【資料 4-1-14】 平成 30 年度第 15 回課長会議議事録
- 【資料 4-1-15】 補佐担当制について
- 【資料 4-1-16】 安田女子大学ホームページ
(大学概要 > 学園案内 > 安田学園ミッションステートメント)
<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/information/>
- 【資料 4-1-17】 2019 年度執務方針（事務局長）
- 【資料 4-1-18】 安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-1-19】 事務職員業務ガイド 2018

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学長のリーダーシップのもと、様々な取組みが行われている。学長補佐及び企画課を中心に継続して新たな取組みを行っていく。
- ・ 組織の改革や教職協働を更に推進していくにあたり、学長・事務局長のリーダーシップのもと、効率的に業務を執行するためにも常に組織体制や人材の配置・育成等を点検し、見直しを図っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・ 教員組織については、学科の目的及び教育課程に従って、主要科目に対して専任教員をバランスよく配置している。短期大学設置基準に定める必要専任教員数 13 人（内、教授 4 人）に対し、本学の専任教員は 14 人（内、教授 9 人）であり、短期大学設置基準を満たしている（学長は、短期大学の授業を担当しないため上記には含まない）。また、職業資格関連においても定められる必要専任教員数を上回る教員配置となっている。【共通基礎】
- ・ 開設授業科目における専兼比率は、エビデンス集・データ編の表 4-1 に示すとおり、適切に運用されている。また、専任教員の担当授業時間数についても「安田女子大学・安田女子短期大学教授等の担当授業時間数に係る基準時間数等に関する内規」に則り、適切に運営されている。【表 4-1】【資料 4-2-1】

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続に関して、新任教員の募集は、「教育職員採用手続要領」に基づき、すべてインターネットその他による公募制を採用している。その選考にあたっては、理事長、学長、関係の学科長、事務局長その他関係の教職員による教員選考委員会を設置し、その合議を経て、理事長が最終的に決定している。その際の職位、担当授業科目等については、本学の「安田女子短期大学教員業績審査委員会規程」に基づく教員資格審査委員会において決定する。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】
- ・昇格に関しては、「安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領」に基づき、学科長の推薦を受けて、学長が本学の教員資格審査委員会に資格審査を諮った上、昇格候補者を決定し、理事長に推薦している。理事長は、推薦に基づき、昇格者を決定する。【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】
- ・教員評価については、本学専任の教授、准教授、講師及び助教が、自己の活動を点検、評価することで、能力、実績を客観的に自己評価し、意識向上と教育研究活動を活性化する目的で、平成 27 (2015) 年度から開始した。教育活動領域、研究活動領域、社会貢献活動領域、短期大学の管理・運営活動領域の 4 つの領域において、それぞれの領域に含まれる項目について教員が自己評価して得点化する。評価項目ごとに異なるウェイトが決められており、そのウェイトをかけて得点化される。学長及び学科長は、自己評価点の高い教員、低い教員に、顕彰、改善計画書の提出等の措置を行うことができる。学長は評価結果を教員の研究費の配分や、承認・再任等の可否に反映させることができ、理事長は教員の給与等の処遇に反映させることができる。【資料 4-2-6】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・FD 研修会についてはFD 委員会で検討、計画され、年間に数回開催されている。平成 30 (2018) 年度に開催された計 7 回の FD・SD 研修会のうち、全教員が対象の研修会の平均出席率は 89.2%と非常に高く、資質向上への教員自身の積極的な態度が窺われる。【資料 4-2-7】
- ・新任教員については、着任初日に新任教員オリエンテーションが実施され、建学の精神とそれに基づく教育、学園・短期大学の組織、教務、学修支援、学生への接し方、事務手続き等について、学長、学長補佐、事務局長等から研修を受ける。また、毎年開催される FD 研修会には必ず新任教員対象の FD 研修会が含まれ、先輩教員や事務職員から本学の歴史や学生の特長等についての説明を受けた後、グループに分かれての先輩教員とのディスカッション等を通して、本学の教育・研究に対する理解を深め、新任教員が新しい環境に適応できるように工夫している。【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】
- ・年度始めには、新入生・新編入生を担当するチューター、上級学年の学生を担当するチューターを対象に事前打ち合わせを行う等、学生指導を行うにあたっての教員への丁寧なオリエンテーションが行われるのも本学の特長である。【資料 4-2-10】
- ・本学には長期海外研修制度があり、希望する本学の教員（教授、准教授及び講師）は、教育研究能力及び資質等の向上を図り、本学における教育研究の発展に資することを目的として、原則として教員の職務の一部を一定期間免除され、海外の教育研究機関等において教育研究活動に従事することができる。長期海外研修期間は、原則として1年以

内の継続する期間であり、海外研修教員は研修費用として、往復旅費、仕度料及び研修費、給与が支給される。希望する教員は、長期海外研修の従事計画を付して、所属学科長・学部長を経由して学長に申請を行う。その後、選考委員会での選考を経て、選考委員会の推薦に基づき、理事長の承諾を得て決定される。【資料 4-2-11】

【エビデンス集・データ編】

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

【表 4-1】 学科、専攻の開設授業科目における専兼比率

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 安田女子大学・安田女子短期大学教授等の担当授業時間数に係る基準時間数等に関する内規【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-2】 安田女子大学・安田女子短期大学教育職員採用手続要領【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-3】 安田女子短期大学教員業績審査委員会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-4】 職員就業規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-5】 安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-6】 安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-7】 2018 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧

【資料 4-2-8】 平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料

【資料 4-2-9】 平成 30 年度第 3 回 FD 研修会次第

【資料 4-2-10】 チューター打ち合わせ資料（新入生/上級生・新編入生）

【資料 4-2-11】 安田女子大学・安田女子短期大学における教員の長期海外研修規程【資料 F-9】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学において、教育目的及び教育課程に即した教員は確保できている。教員の採用、昇格についても、引き続き、全学的な基本方針を踏まえて、全体として適正に運用していく。
- ・教員の自己点検・評価制度は、平成 27（2015）年度に運用を開始しているが、「評価項目」や「ウェイト」については、教員からの意見をもとに、平成 28（2016）年度と平成 31（2019）年度に総務会において見直しを行っている。今後も引き続き、教員の資質・能力向上に役立つような制度となるように点検していく。
- ・FD 活動については、FD 委員会で今後も多様な活動を企画し推進していく。
- ・長期海外研修制度は、平成 25（2013）年 4 月に制定され、翌平成 26（2014）年度から実際の研修がスタートしており、現在までに併設大学の教員 3 人が本研修制度を利用している。しかし、短期大学の教員の実績はないため、今後学科長により、本制度の周知を学科会議において行っていく。

表 1. 長期海外研修制度利用者一覧

研修期間	出張者	目的	出張先
------	-----	----	-----

安田女子短期大学

平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 9 月 19 日	内田誠一 安田女子大学 文学部 准教授	中国河南省・山西省・陝西省各地の中国文学（特に唐代文学）や中国書法・絵画に関連する旧跡を実地調査して研究する。	中国（運城学院）
平成 27 年 7 月 1 日～ 平成 28 年 6 月 30 日	稲垣昌宣 安田女子大学 薬学部 准教授	マダガスカル産稀少植物由来医薬資源の探索研究	米国（オハイオ州立大学）
平成 29 年 8 月 21 日～ 平成 30 年 8 月 31 日	藤原裕弥 安田女子大学 心理学部 准教授	表情認識・表情記憶の評価表と解析法に関する研究	英国（ボーンマス大学）

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・ ミッションステートメントのさらなる体現のために、平成 25（2013）年度から事務職員に対して、新たなトータル人事管理システムの運用を始めた。システムの目的は、組織の活性化と、事務職員の育成と成長の促進であり、中心となる育成評価制度は、定期的な職務能力の確認や成長目標の設定及びその達成に向けての過程における人材育成を中心とした仕組みとしている。【資料 4-3-1】
- ・ 育成評価制度は、半期を 1 クールとして以下のように進めている。ミッションステートメントに基づき、管理職が課の目標を立て、課員は課の目標とともに、自身の役割・責任を等級基準表、等級別職務能力基準表で確認した上で、その目標を達成するための自身の成長目標をステップアップシートに記入する。次に、ステップアップシートをもとに課長と課員が面談を行い、目標は妥当性・相当性があるか、達成可能か、意欲・納得は十分か等話し合い、目標を決定する。期の間で課長によるフォローアップ面談を行うとともに、期末に課員が職務能力チェックリストとステップアップシートの自己評価を行った後、フィードバック面談を行い、評価や来期への改善事項等を確認する。これらを経て、管理職（直属の上司）は育成評価シートをもとに一次評価を行い、評価調整者（一次・二次）を経て、最終決定は理事長が行う。また、日常の OJT の中で、職務への理解と責任の自覚、部門目標や問題点の共有化を図ることや事務職員自身の自己管理能力を高める機会にも努めている。①等級基準表（全体基準）では、各等級における役割、責任、能力を 6 等級に区分し、育成や評価判定の基準として活用する。②等級別職務能力基準表は、等級基準表（全体基準）を職務別により詳細に区分したもので、「共通項目」と「専門項目」に区分され、等級別にそれぞれの職務において修得して欲しいレベルを明示しており、より具体的な育成や評価判定の際の基準として、または目標項目のひとつとして活用する。③職務能力チェックリストは、等級別職務能力基準表によ

り定義された、等級別・職務別に、必要とされる職務能力について年1回修得度や成長度を確認することに活用する。④ステップアップシートは、目標に対する取組みや成長度を上司と話し合い、育成に活用する。4等級以上になると目標管理シートを活用する。⑤育成評価シートは、職員の業務実績、取組姿勢及び職務能力習熟度を確認評価する内容となっている。【資料4-3-2】【資料4-3-3】【資料4-3-4】【資料4-3-5】【資料4-3-6】
【資料4-3-7】

- ・同時にSD(Staff Development)を事務職員の専門性の向上及び業務の効率化を図るための重要な方策と考え、従来から行われている事務職員の研修を体系的に整備した。階層別研修や目的別の集合研修、派遣研修、通信教育制度、SD研修奨励制度等多様な機会の充実を図っている。令和元(2019)年度は、本学についての理解を深め、大学運営に積極的に携わる力を涵養することを目的に4月から12月まで全7回の新任職員研修を行う。
【資料4-3-8】【資料4-3-9】【資料4-3-10】【資料4-3-11】【資料4-3-12】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料4-3-1】育成評価制度実施要領(管理職・一般職)
- 【資料4-3-2】育成評価制度実施要領(管理職・一般職)
- 【資料4-3-3】等級基準表【資料F-9】と同じ
- 【資料4-3-4】等級別職務能力基準表【共通】【教務課】
- 【資料4-3-5】職務能力チェックリスト(共通1~5等級・教務課1~3等級)
- 【資料4-3-6】ステップアップシート
- 【資料4-3-7】育成評価シート
- 【資料4-3-8】職員研修規程【資料F-9】と同じ
- 【資料4-3-9】事務職員研修規程【資料F-9】と同じ
- 【資料4-3-10】『平成30年度自己啓発のための通信教育講座のご案内』
- 【資料4-3-11】平成30年度事務職員研修実績一覧
- 【資料4-3-12】2019年度 新入職員研修について

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・トータル人事管理システムは、導入6年間で運用しながら修正改善を実施しており、今後も事務組織の体制整備、強化を図るための取組みの一環としてその効果と実効性を確認しつつ、適宜見直しを法人本部人事部人事課及び事務局長において行う。
- ・平成30(2018)年度の職員研修は、複数の研修の企画者がいたため、体系的な研修とはなっていなかった。令和元(2019)年度の職員研修においては、法人本部人事部人事課と企画課、庶務課が中心となり、体系的な研修となるように見直しを行った。今後も引き続き、研修内容等を検証し、より効果のある研修となるように改善していく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・研究環境については、教員の研究活動を促進し、学術研究の振興を図ることを目的に、独自の研究助成制度を設け支援を行っている。個人研究費については「安田女子短期大学における教員の研究費に関する内規」や「個人研究費の執行に関するガイドライン」に基づき予算執行・管理に努めている。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】
- ・その他の研究助成制度として、学術研究助成、国際研究集会への派遣に関する助成、学術論文掲載助成があり、「安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程」や「安田女子大学・安田女子短期大学における国際研究集会への派遣に関する取扱要項」等に基づき予算を執行し、適切に支援を行っている。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】
- ・外部資金である科学研究費助成事業、受託研究、共同研究、奨学寄附等においても「安田女子大学・安田女子短期大学科学研究費助成事業等事務取扱要項」「安田女子大学・安田女子短期大学受託研究取扱規程」「安田女子大学・安田女子短期大学共同研究取扱規程」「安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項」「公的研究費の運営・管理等に関する規程」等に基づき適正に運用が行われている。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】
- ・個人研究・学術研究助成・各種外部資金により必要な物品の購入については、グループウェアを使用した電子申請で行うことができる。また、同グループウェアにて施設や AV 設備・機器の予約や図書購入も可能である。【資料 4-4-13】
- ・教授、准教授には 1 人 1 室、講師・助教には 1～2 人程度で 1 室の研究室を用意し、パソコンやプリンター、書架等、教育・研究に必要な備品を配しており、研究を支援している。また、音楽やピアノ演奏法を専門とする教員 3 人には各研究室にグランドピアノを配置し、美術教育を専門分野とする教員 1 人には通常より広い研究室を充当し、教育研究の環境を整えている。その他、ミュージックラボ、スタジオ、実習農園、附属幼稚園等、研究環境を整備している。【資料 4-4-14】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・研究倫理に関する規則や運用については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」により、学長を総括管理、大学全体を統括する実質的な責任者として学長補佐を管理者とし、適正な実施に努めている。倫理運営委員会にて倫理審査委員会の運営及び人を対象とする医学系研究の倫理に関する事項を協議し、倫理審査に関わる審議やチェック機能の役割を果たしている。
- ・実際の倫理審査については、研究責任者の申請により学部等予備調査・審査委員会の審査を経て、倫理審査委員会で審査の判定を決定し、統括管理の学長と管理者の学長補佐に報告し、学長が研究責任者に結果を通知する流れとなっている。【資料 4-4-15】【資料

4-4-16】【資料 4-4-17】

- ・本学では、研究倫理教育として、「科学の健全な発展のために」（通称：グリーンブック）の通読、または研究機関が実施する研究倫理教育の受講を必須とし、FD 研修会で周知している。また、科研費採択者（研究分担者も含む）及び外部資金獲得者は、e ラーニング「eL CoRE」を必ず受講するよう徹底している。【資料 4-4-18】
- ・「安田女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」「安田女子短期大学における公的研究費の不正防止計画」「安田女子短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」を制定し、研究者のコンプライアンス教育に努めている。
- ・本学では、健全で適正な大学運営及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的として、コンプライアンスの推進に努めている。また、コンプライアンスに関する取組みについて、公式ホームページ上に、「教職員の行動規範」「研究活動基本方針」「研究者等の行動規範」「研究活動推進体制等」「各種ハラスメント防止への取組」「ソーシャルメディアガイドライン」「情報公開」「個人情報の保護」「公益通報制度」の具体的内容を載せている。【資料 4-4-19】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・研究活動への資源配分は外部資金と学内資金に分かれ、学内資金では学術研究助成、学術論文掲載助成、国際研究集会助成、実践教育研究所の出版助成、個人研究費に配分されている。個人研究費は「安田女子短期大学における教員の研究費に関する内規」に基づき、教員一人当たり年間の研究費として 56 万円（研究費 46 万円、学科用研究図書費 10 万円）と定めている。研究活動への資源配分に関する規則は 4-4-①で述べているとおりである。【資料 4-4-20】
- ・科学研究費助成事業、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費といった外部資金の獲得に関連した業務は、事務部庶務課で包括して行なっている。具体的には、募集通知の周知、応募の依頼、応募・申請の事務手続き、研究費の受け入れと管理、契約書の締結、研究成果の公表、不正経理の防止といった業務を遂行している。科学研究費助成事業への応募では、研究者の作成した研究計画調書を事務部庶務課ですべて目を通し、様式や形式の不備による不採択を未然に防ぐことに努めている。【資料 4-4-21】
- ・科学研究費助成事業を通じた外部資金の獲得では、「科学研究費公募説明会」を FD・SD 研修会で開催した。この説明会では、研究種目ごとの応募・採択状況、前年度からの変更点、研究計画調書の作成で留意すべきこと等について、最新の情報を提供している。平成 27（2015）年度には、採択率の高い学内教員による事例発表の他、外部講師（独立行政法人日本学術振興会の担当職員）による科研費制度の概要や科研費の管理と適正な執行等の説明を FD・SD 研修会で行う等し、採択率を高めるための工夫を重ねている。【資料 4-4-22】【資料 4-4-23】
- ・学長のリーダーシップの下、平成 29（2017）年度と平成 30（2018）年度の 2 カ年にわたり、「私立大学研究ブランディング事業（文部科学省）」の選定に向けて、全学的な研究実施体制として「安田女子大学・安田女子短期大学研究ブランディング事業委員会」を置き、外部資金獲得に努めた。2 カ年とも不選定となったが、引き続き外部資金獲得に向けて全学的に取り組んでいく。【資料 4-4-24】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-1】 安田女子短期大学における教員の研究費に関する内規【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-2】 個人研究費の執行に関するガイドライン
- 【資料 4-4-3】 研究に関するガイドライン【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-4】 安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-5】 2019 年度 安田女子大学・安田女子短期大学 学術研究助成費
- 【資料 4-4-6】 安田女子大学・安田女子短期大学における国際研究集会への派遣に関する取扱要項【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-7】 出版助成・学術論文掲載助成、学術研究助成等の実績について
- 【資料 4-4-8】 安田女子大学・安田女子短期大学科学研究費助成事業等事務取扱要項【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-9】 安田女子大学・安田女子短期大学受託研究取扱規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-10】 安田女子大学・安田女子短期大学共同研究取扱規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-11】 安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-12】 公的研究費の運営・管理等に関する規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-13】 平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料
- 【資料 4-4-14】 教室等配置図
- 【資料 4-4-15】 安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-4-16】 人を対象とする医学系研究一覧
- 【資料 4-4-17】 安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程フローチャート
- 【資料 4-4-18】 平成 30 年度第 4 回 FD・SD 研修会 次第
- 【資料 4-4-19】 安田女子大学ホームページ
(大学概要 > 情報公開 > コンプライアンスに関する取組)
http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/post_14.html
- 【資料 4-4-20】 安田女子大学・安田女子短期大学研究費イメージ
- 【資料 4-4-21】 保育科教員による外部資金獲得状況
- 【資料 4-4-22】 平成 30 年度第 4 回 FD・SD 研修会 次第
- 【資料 4-4-23】 平成 27 年度 第 4 回 FD・SD 研修会 次第
- 【資料 4-4-24】 安田女子大学・安田女子短期大学における研究ブランディング事業実施要項【資料 F-9】と同じ

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 研究倫理に関する規則や運用について現状では「人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」となっているが、自然科学、人文科学、社会科学のすべての学問領域においても整備をしていく必要があると考え、多領域での倫理審査に対応できるよう、倫理審査

の手引きやチェックリストの整備、審議体制の見直し等行っていく計画である。

[基準 4 の自己評価]

- 平成 26 (2014) 年に改正された学校教育法第 93 条に沿って学則を改正し、短期大学の運営に関し学長が最終的な意思決定を行い、教授会等の審議機関は、学長による意思決定に際し意見を述べることを定めている。複数名の学長補佐を置くとともに、企画課を設け、学長による意思決定を支援するとともに、学長によるリーダーシップの適切な発揮を担保するよう努めている。
- 学科や事務部門での個別課題については学科会議や課長会議において、教学等に関する個別課題については各種委員会で協議された後、短期大学運営協議会において、学長が最終的な意思決定を行うための熟議がなされる。また、総務会では、短期大学運営協議会等で審議を行うに際し、全学的見地から、審議すべき課題を整理するとともに、個別的な協議からは見えにくい中長期的な課題や短期大学運営の根幹に係る総合的な課題について協議し、学長に具申する役割を果たしている。
- 上記の組織体制から短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮や権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントは機能していると認識している。
- 職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能については「安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程」に基づき、各部門や職員の役割や業務内容が明確に定められており適切な人員配置が行われていると評価している。
- 教員の配置については、短期大学・学科の目的及び教育課程に従って、主要科目に対して専任教員をバランスよく配置していると評価している。短期大学設置基準上必要な専任教員数は、基準を満たしている。
- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続に関しては、明確な要領、規程に基づいておりと評価している。教員評価についても、平成 27 (2015) 年度から教員による自己点検・評価が開始され、教員の研修についても、FD 研修会や長期海外研修制度等、十分に整備されていると評価している。
- 教育方法については、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、FD 委員会を中心にした様々な FD 活動が活発に行われていることに加え、その他の様々な教育方法の工夫・開発が行われていると評価している。
- 研究支援に関しては研究環境を整え教員の研究活動を促進し、学術研究の振興を図ることを目的に、本学独自の研究助成制度を設け支援を行っており、規程や要項、ガイドラインに沿って適切に運用されていると評価している。研究倫理に関する規則や運用については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」により、倫理運営委員会にて研究に関する倫理に関する事項を協議して倫理審査委員会で適正な実施に関わる審議やチェック機能の役割を果たしており、研究責任者と研究実施者への指揮監督指導が行われている。
- 研究活動への資源配分は学内資金において学術研究助成、学術論文掲載助成、国際研究集会助成、実践教育研究所の出版助成、個人研究費に配分されており、外部資金の導入については、科学研究費をはじめとする、学外の競争的資金獲得にかかる支援や予算執

行等が行われていると評価している。

- これらのことから基準4「教員・職員」の基準は、満たしていると判断する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・「学校法人安田学園寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、建学の精神「柔しく剛く」に則り、学校教育を行うことを目的とする」としている。各法令及び学校法人並びに本学で規定した就業規則等の定めを遵守することにより、高等教育機関として社会的責任を果たせる経営を行っている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・寄附行為に規定された法人の最高意思決定機関として理事会及び理事会の諮問機関として評議員会を設置し、定期的を開催している。本学園は建学の精神である「柔しく剛く」の育成の目的達成に向け努力を継続している。また、学園運営の円滑な実施に資するため学園運営協議会を設け、毎月 1 回、理事長、学長、校長、法人本部本部長、総務部長等が各校の運営管理に関することや教育計画・行事予定・行事報告・問題点その他の特記事項について連絡協議している。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・環境保全については、安田学園環境宣言を制定し、学内外への周知を実施している。施設設備については、関係法令に基づき必要な保守管理運営を行い環境保全に努めている。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、省エネ対策に努めている。省エネルギー推進委員会で、電気使用量等の実績を基に改善策の検討や削減提案を行い、採用した案を実行している。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】
- ・人権については、「安田女子大学・安田女子短期大学人権教育委員会規程」に基づき「人権教育委員会」を置き、教職員人権教育の推進と研修に必要な事項について審議している。【資料 5-1-9】
- ・ハラスメントについては、教職員一人ひとりがハラスメントについて理解し、意識を高めることにより、ハラスメント防止の徹底を図り、学生・教職員にとって安全で快適な教育・研究環境の維持を図っている。具体的には、基準を明示するとともに相談窓口と相談員を学生に周知している。またハラスメント防止委員会を設置し、相談のあった事案については適宜審議する体制を整えている。平成 30（2018）年度は、ハラスメントについて意識を高めることによりハラスメント防止の徹底を図るとともに、全ての学生と教職員が尊重された、安心して快適な教育・研究環境の維持を目的として FD 研修会を実施

した。【資料 5-1-10】

- 平成 24 (2012) 年に「学生との良好な関係を築くための教職員行動指針」を定め、年度始めの教授会で全教員に周知している。職員は管理職経由で周知を徹底している。【資料 5-1-11】
- 教職員の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境と作業環境を形成するため、「衛生委員会規程」を制定しており、安全衛生に関する自主的で計画的な活動を推進することによって、健康障害、労働災害等の防止に努めている。衛生委員会では、衛生に関する積極的な啓蒙活動を展開しており、花粉症対策やメンタルヘルス・ポータルサイトの紹介、食中毒、熱中症、結核、インフルエンザ、ノロウイルス等の注意喚起を学園のグループウェアで全教職員に案内している。【資料 5-1-12】
- 危機管理については、「安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程」を整備し、危機管理に関する事項（危機に該当する事項の定義、危機管理委員会の設置、危機対策本部の設置等）を定めている。平成 21 (2009) 年には、主に緊急性の高い事象（発生頻度が一定程度以上あると予測され、かつ発生した場合の深刻度が高い事象）を中心に危機管理マニュアルを制定・改訂し、危機管理に対する意識を高めるとともに、危機的事象が発生した場合の情報連絡ルート、対応について周知している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】
- 学生の防犯・防災対策については、毎年、近隣の警察署の協力の下、1 年生全員を対象に防犯教育講演会を開催し、夜道の歩き方や護身術を教えていただいている。また、全学生に防犯・防災マニュアルを配付したり、希望者には学友会から防犯ブザーを無料で配付したりして、被害に遭わないよう学生の意識を高めている。さらに、毎年 9 月に全学生を対象として実施する安全教育・防災体験では、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や災害等の非難に関する注意事項の説明を受けた後、近隣の消防署のご協力による防災体験や学友会による炊き出しを行い、安全・防災に対する意識を高めている。【資料 5-1-15】
- 学生の健康管理については、保健センターの医師（教員兼務）、看護師 2 人（常駐）を中心に行っている。救護用の AED、車椅子、担架、ベッドを複数カ所に配置し、学生や教職員に周知するとともに、保健センターのスタッフが駆けつけるまでの間、教職員や学生が可能な救護ができる環境を整えている。【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】
- 保育科の保育実習・教育実習については、実習までの授業において事故を起こさないための知見や態度を学修するのはもちろん、万一の場合の緊急連絡先として専任教員の携帯電話番号及び保育科事務室の電話番号を各実習の手引に記載し、授業で学生に周知している。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】 職員就業規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-1-3】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-4】 寄附行為施行細則【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-5】 理事会業務委任規程【資料 F-9】と同じ

- 【資料 5-1-6】 安田学園運営協議会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 5-1-7】 安田女子大学ホームページ
(大学概要 > 情報公開 > 安田学園環境宣言)
<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/>
<http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/images/kankyou.pdf>
- 【資料 5-1-8】 2018 年度省エネルギー推進委員会議事録
- 【資料 5-1-9】 安田女子大学・安田女子短期大学人権教育委員会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 5-1-10】 平成 30 年度第 7 回 FD・SD 研修会資料
- 【資料 5-1-11】 学生との良好な関係を築くための教職員行動指針
- 【資料 5-1-12】 衛生委員会規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 5-1-13】 安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程【資料 F-9】と同じ
- 【資料 5-1-14】 海外研修プログラム 安全管理マニュアル
- 【資料 5-1-15】 2019 年度 学生の防犯・防災対策について
- 【資料 5-1-16】 『学生生活ハンドブック' 19』(P55)【資料 F-5】と同じ
- 【資料 5-1-17】 安全教育・防災体験の実施について
- 【資料 5-1-18】 教育実習指導 教育実習の手引 2018 年度入学生用
- 【資料 5-1-19】 保育実習指導 保育所実習のしおり 2018 年度入学生用

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を遵守し、建学の精神、基本理念を定め、使命・教育目的を達成するために継続して努力している。さらに「長期財務計画」を基にした毎年度の事業計画の検証、改善を行っている。私学を取り巻く環境が今後増々厳しくなる中で、本学の使命・目的を達成し続けるためにも、意思決定や決定事項を速やかに実行できるようガバナンスの強化や法人との連携を強化し、教学と管理運営の効率的かつ効果的な推進に努める。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1) 理事会

- ・理事会は「学校法人安田学園寄附行為」第 15 条にその任務や運営が規定され、法人の最高意思決定機関として明確に位置付けている。年 3 回 (5 月、秋(9~11 月)、3 月) の定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会が開催されている。5 月の理事会は前年度の事業報告案及び決算案に関する事、秋の理事会は主に補正予算に関する事、3 月の理事会は次年度の事業計画案及び予算案に関する事が審議される。理事会の開催時には会議開催要件の確認とともに、議事録作成の確認を行う等適切な運営を行っている。【資

料 5-2-1】

- ・理事の選任は「学校法人安田学園寄附行為」第 6 条に規定し、定員は同規程第 5 条に 9 人と規定している。現在、9 人の理事の内 3 人は外部理事である。なお、平成 30 (2018) 年度開催の理事会のそれぞれの出席状況は、5 月の第 1 回 8 人、第 2 回 8 人、10 月 8 人、翌 3 月 8 人と適切な理事会運営を行っている。なお、欠席時には、委任状の提出を求め、法人本部総務部総務課にて保管している。【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】
- ・本法人では、「学校法人安田学園寄附行為」第 11 条に理事長の職務を定め、理事長は法人を代表し、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を執行している。法人業務の決定にあたっては、評議員会に諮問し、広く意見を求め最終的に理事長が決定する等理事会の意思決定の透明性と堅実性を保持している。【資料 5-2-4】

2) 評議員会

- ・評議員会は、「学校法人安田学園寄附行為」第 19 条にその法人の役割や運営等が規定され、理事長において、予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人の業務に関する重要事項について諮問される。年 3 回の定例評議員会及び必要に応じて臨時の評議員会が開催されている。平成 30 (2018) 年度の評議員は 25 人である。【資料 5-2-5】【資料 5-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人安田学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 理事会出欠表（平成 30 年度分）【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-3】 寄附行為施行細則 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-4】 学校法人安田学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-5】 学校法人安田学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-6】 評議員会出欠表（平成 30 年度分）【資料 F-10】 と同じ

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・近年の短期大学を取り巻く環境の変化に対応するため、理事会、評議員会には法人全般にわたる重要案件等を審議する等、戦略的意思決定が求められており、その役割はきわめて重要になっている。このため今後とも随時人員の補充と見直しの改善を行う等してそれぞれの役割、機能強化を図る。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・私立学校の定めに則って、学長は法人の理事であり、短期大学の校務全般にわたる最終責任者として短期大学の管理運営に関わる主要事項を理事会に提案する立場にあるとともに、法人の理事として法人の意思決定に加わり、法人の経営責任を分担するという立場にある。加えて学長補佐の内1人を理事に選任しており、理事会と短期大学の連携・協力を密接に保っている。【資料 5-3-1】
- ・本法人において原則月1回開催される「学園運営協議会」には、理事長をはじめ法人及び各校の役職者が出席し、法人幹部職員とともに教育に関する日常的な重要案件等を協議するとともに、法人と短期大学との情報交換を活発に行い、迅速な意思決定を行っている。短期大学からは、学長、事務局長、事務局次長、事務部長が出席している。【資料 5-3-2】
- ・短期大学における意思決定は、各委員会等で企画・調整された事案・課題が「短期大学運営協議会」、「短期大学教授会」において審議されるというプロセスで相互に連携して運営しており、組織間でのコミュニケーションを円滑に行っている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・本法人の最高意思決定機関の理事会は9人で構成しており、監事は毎回出席している。法人及び教学からの提案について協議、意見交換を行い、法人と教学との相互チェックが有効に機能している。また、法人の業務全般にわたる日常的な重要案件等を協議する。【資料 5-3-5】
- ・法人と短期大学との意見交換の場として、理事長、法人本部長、学長をはじめ3人の学長補佐、事務局長等が出席する「ランチミーティング」を毎週行いタイムリーな情報交換と意見交換を行っている。
- ・監事は、「学校法人安田学園寄附行為」第7条に基づき、非常勤3人を理事長が選任している。年3~4回の理事会及び評議員会に必ず1人以上は出席し、法人の業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含め、法人の業務運営が適切に行われているかを監査し、法人の業務及び財産状況について監査報告を提出している。【資料 5-3-6】
【資料 5-3-7】
- ・本法人では、毎年、監査法人による監査を年間12日前後、延べ45人前後で会計監査の他、財務面もととして法人全般の管理運営等が適正に行われているか監査している。また、決算監査時には監事は監査法人より意見を聴取し、互いの情報を共有し適正な監査を実施する上で有効な機能を果たしている。【資料 5-3-8】
- ・評議員会は、「学校法人安田学園寄附行為」第19条に基づいて、毎年5月、秋(9~11月)、翌年3月に召集している。臨時評議員会は、必要がある場合にその都度召集している。5月の評議員会は前年度の事業報告案及び決算案に関する事、秋(9~11月)開催の評議員会では、主に補正予算案に関する事、3月の評議員会は理事会に先立ち、次年度の事業計画案及び予算案に関して意見を求めている。評議員会は寄附行為第19条に基づき25人で構成し、学内者に偏ることのないよう外部から10人の評議員を選任しており、評議員会のチェック機能が有効に働いている。なお、平成30(2018)年度開催の評議員会のそれぞれの出席状況は、5月24人、10月23人、翌年3月24人と適切な評議員会の

運営を行っている。【資料 5-3-9】【資料 5-3-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】 安田学園運営協議会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-3-3】 安田女子短期大学教授会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-3-4】 安田女子短期大学運営協議会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-3-5】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-6】 監事監査規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-3-7】 監査報告書（過去 5 年間）【資料 F-11】と同じ

【資料 5-3-8】 独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）

【資料 5-3-9】 学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-10】 評議員会出欠表（平成 30 年度分）【資料 F-10】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学においては、「理事会」「学園運営協議会」や「ランチミーティング」等を通じて、法人と短期大学の円滑なコミュニケーションのもとに、緊密な連携、迅速な意思決定を行っており、その過程においては相互チェックが有効に機能していると判定する。今後引き続き法人及び短期大学の管理運営機関の連携を強化する

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・ 建学の精神に基づく教育の維持と健全な財政基盤を確保し続けるため、向こう 10 ヶ年の「長期財務計画」を策定し、最新データに基づき毎年ローリングを行っている。その計画の策定にあたっての主な検討項目は、以下のとおりである。

- 1) 在学生の見通しに基づく学生生徒等納付金の見積り
- 2) 寄附金、補助金等、外部資金獲得のための施策展開を踏まえた収入額の見積り
- 3) 資産運用収入の見積り
- 4) 教職員の人員計画、退職予定者数に基づく人件費の見積り
- 5) 事業計画に基づく施設・設備関係支出及び経費の見積り
- 6) 各種財務関係比率の検討

これらをもとに法人本部総務部経理課で立案した「長期財務計画」は理事長をはじめ法人本部長、人事部、総務部経理課の役職者での審議の上で決定している。【資料 5-4-1】

- ・ また、この「長期財務計画」は次年度の予算編成方針の基礎となり、編成方針に従って

策定した予算案を実行に移すことによって適切な財務運営を行うことが可能となる。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・平成 30 (2018) 年度の基本金組入前当年度収支差額(法人全体)は約 20.5 億円の収入超過となり、事業活動収支差額比率は 19.8%であった。また短期大学単独の基本金組入前当年度収支差額(法人全体)は約 0.6 億円の収入超過となり、事業活動収支差額比率は 16.2%であった。日本私立学校振興・共済事業団の発行する「今日の私学財政」の最新版(平成 29 年度実績)で事業活動収支差額比率の全国平均値を見ると、同タイプ(薬他複数学部)の法人で 6.0%、短大部門(文系単一学科)で 4.3%となっており、本学の値はいずれも大きく上回る水準にある。【表 5-3】【表 5-5】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】
- ・「事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)」に示すとおり、平成 30 (2018) 年度の事業活動収支計算書関係の主な財務比率は、法人全体で人件費比率は 46.7%、教育研究経費比率は 28.9%、管理経費比率は 4.4%、学生生徒等納付金比率は 77.5%である。【表 5-3】【表 5-5】【資料 5-4-4】
- ・次に「貸借対照表(法人全体のもの)」に示すとおり、平成 30 (2018) 年度の貸借対照表の主な財務比率は、流動資産比率は 14.9%、純資産構成比率は 86.9%、流動比率は 500.5%、総負債比率は 13.1%、基本金比率は 96.7%である。また要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年)」に示すとおり、平成 30 (2018) 年度末の法人全体の金融資産は約 203 億円で、前年度比 29 億円増加した。その内、現金預金は約 53 億円であり前年度比 12 億円増加した。【表 5-7】【表 5-8】【資料 5-4-5】
- ・前年度に法人全体での事業活動収入額が 100 億円を超えたが、平成 30 (2018) 年度も事業活動収入は約 103.7 億円と 100 億円を上回った。経常収入ベースでも初めて 100 億円を上回る等、財務基盤は強固になってきている。この大きな要因は、学科増設等による大学の学生数増加であるが、短期大学単独では平成 30 (2018) 年度入学者数が入学定員を大きく下回っており(定員充足率 78.0%)、入試や広報活動の見直し等、入学者確保への対策を行っていく。尚、直近の平成 31 (2019) 年度入学者は定員充足率 98.0%と大きく回復している。【資料 5-4-6】
- ・平成 30 (2018) 年度の法人全体の外部資金の獲得は、経常費補助金以外の施設設備補助金交付で約 2.3 億円、科研費で約 0.5 億円(49 件)の実績であった。また寄付金についても前々年度にインターネットで申込から払込まで可能な環境を導入したこと、100%出資会社である安田学園サービス株式会社からの受配者指定寄付金の受入開始等により、0.3 億円前後を安定的に獲得している。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】

【エビデンス集・データ編】

【表 5-3】 事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)

【表 5-5】 事業活動収支計算書関係比率 (短期大学単独)

【表 5-7】 貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)

【表 5-8】 要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去 5 年間)

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-1】長期財務計画 平成 30 年度版（平成 29～38 年度）
- 【資料 5-4-2】計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）【資料 F-11】と同じ
- 【資料 5-4-3】『平成 30 年度版 今日の私学財政』（P186～P188、P564～P566）
- 【資料 5-4-4】『平成 30 年度版 今日の私学財政』（P186～P188、P564～P566）
- 【資料 5-4-5】平成 30 年度財産目録
- 【資料 5-4-6】計算書類（平成 30 年度）【資料 F-11】と同じ
- 【資料 5-4-7】計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）【資料 F-11】と同じ
- 【資料 5-4-8】平成 30 年度 科研費受入金額実績

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 上述のように安定した財務基盤が確立された状況にあると考えているが、耐震関連の校舎改築事業があと数年続く見込であり、投資予定額に留意した財務運営を行っていく。短期大学単独としては、少子化の中でも特に短大志願者の減少傾向が見られる等、難しい事業環境下に有ると考えているが、引き続き法人全体の安定した財務基盤を維持していくことで教育研究活動に支障の無いよう留意するとともに、学生の確保や外部資金の導入に向けた努力を行っていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・ 本法人の会計は、「学校法人会計基準」に基づき、「経理規程」等に従って適正な会計処理を実施している。会計処理上の疑問や判断が難しい事項は、監査法人及び日本私立学校振興・共済事業団に適宜相談し、指導を受けて適切に業務を遂行している。経理課では法人全体の「資金運用状況」を作成し、毎月理事長に報告している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】
- ・ 予算編成は、理事長の学園運営の基本方針のもと、各校園長、大学事務局長、中高事務長に対して「予算編成方針について」を配付し方針の徹底を周知している。それを受けて各校園では支出予算案を総務部に提出し、総務部で収入を含めた全体を取りまとめた予算案を評議員会に諮り理事会で決定している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】
- ・ 予算編成は 3 月に当初予算を編成する他、年 3 回の補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。【資料 5-5-5】
- ・ 決算は法人本部経理課において年度終了後、5 月末までに法人全体の決算書を作成している。決算書は監事の監査を経て、理事会（第 1 回）での承認後、評議員会へ報告を行い意見を伺った上で、理事会（第 2 回）で最終的に承認される。その後監査法人による監査を受けた決算書は、監査法人作成の監査報告書を添えて、6 月末までに文部科学省に提

出される。なお、予算と決算を比較すると、特に支出予算において決算額が予算額を下回る結果となっていることは、予算見積時と執行時に時間的な差異があることや、効果的な執行を行うことで経費を節減できたことが理由である。【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】
【資料 5-5-8】【資料 5-5-9】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・本法人は、監査法人と監事による監査を行っている。監査法人による監査の実数は、毎年 12 日間前後、延べ 45 人前後で行われている。監査法人は会計監査の他、財務面からみて法人全体の管理運営が適正に行われているか監査している他、外部資金である科学研究費補助金の会計についての監査及びシステム監査も実施している。監事は 3 人を選任し理事会、評議員会に出席し、法人の業務状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含めて、法人の業務運営が適正に行われているか監査している。また平成 20 (2008) 年に「監査室」を設置し、科学研究費補助金をはじめとした内部監査を実施している。【資料 5-5-10】【資料 5-5-11】【資料 5-5-12】【資料 5-5-13】【資料 5-5-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 経理規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-5-2】 平成 30 年 4 月資金運用状況（報告）

【資料 5-5-3】 2019 年度 予算編成方針について（通知）

【資料 5-5-4】 2019 年度 予算編成資料の提出について（通知）

【資料 5-5-5】 平成 30 年度予算書(当初予算、第一次補正、第二次補正、第三次補正)
2019 年度予算書（当初予算、第一次補正）

【資料 5-5-6】 監事監査規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-5-7】 監査報告書（過去 5 年間）【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-8】 独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）

【資料 5-5-9】 計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-10】 監査報告書（過去 5 年間）【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-11】 独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）

【資料 5-5-12】 監査室規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-5-13】 内部監査規程【資料 F-9】と同じ

【資料 5-5-14】 内部監査報告書（平成 30 年度科研費内部監査）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・監事と監査法人による監査に加え、今後は「監査室」による周辺会計等の内部監査を行う機会を増やし、会計監査の充実を図る。

【基準 5 の自己評価】

- ・本法人の経営・管理においては、学校教育法等の関連法令をはじめ寄附行為及び諸規程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下、理事長を中心に機能的、効率的に運営されている。また、短期大学においては、学長がリーダーシップをもって教育研究を改

革・推進し大学運営を進めることを支援するため、平成 21（2009）年度に「学長室」（現「企画課」）を設置し、さらに学長補佐を任命することにより、意思決定と実行の迅速化を図っている。平成 27（2015）年 2 月、その前年に改正された学校教育法第 93 条に沿って、学則を改正し、学長の責任と権限及び教授会の機能を確認し、規定した。

- 財政面においては、社会のニーズに合わせた教育組織の再編や申請型補助金の獲得に向けた着実な対応等により、法人全体としての基本金組入前当年度収支差額は安定して収入超過の状況が続いている。今後も「長期財務計画」をもとに、入学生の確保による学生生徒等納付金の安定化と教育研究活動の充実に取組み、財政の健全化に努めていく。
- 会計については、「学校法人会計基準」及び本法人が定める「経理規程」等に則り、監査法人の監査指導のもと適正な会計処理の向上に努めていく。
- これらのことから基準 5「経営・管理と財務」の基準は、満たしていると判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

・本学の質保証とは、本学園の創設者安田リヨウの建学の精神「柔しく剛く」を具現化するために、諸学の知識を広く深く教授研究し、自尊の人格、豊かな教養、思いやりの心を持つ真に自立した女性を育成し、有為な人材として社会に送り出すことを目的とした教育・研究活動である。その達成状況としての学修成果をディプロマポリシーに以下の能力・態度を身に付けることとして定めている。

1) 保育者としての倫理観・使命感

文化の創造と社会の発展に資する幅広い教養と豊かな人間性と高い倫理観を持ち、社会の規範やルールに従い、使命感を持って権利と義務を適正に行使できる能力を身に付けている。

2) 保育者として社会に貢献するために必要な知識・技能・態度

保育を担う専門家にふさわしい保育の基礎理論・基礎技能に加え、応用的な理論・技能及び実践に関する十分な知識・技能・態度を修得している。

3) 様々な保育現場に対応できる思考力・判断力・表現力

卒業までに修得した知識と技能を駆使して、自ら課題を発見し、課題の解決に取り組むことのできる思考力と判断力、その成果を的確に伝えることのできる表現力を身に付けている。

4) 自己を高め続けるための自立性の確立

主体的、批判的精神を持って、自己を律し、自ら主体的に他者と対話し、連携して新しい価値を創造し、生きる力、生涯を通じて成長し続ける力を身に付けている。

5) 社会性・コミュニケーション能力

他者と積極的に意思疎通を図り、他者と連携・協働して、実社会や保育の現場で保育者として活躍できる社会性、コミュニケーション能力を身に付けている。

6) 多様性の受容と理解

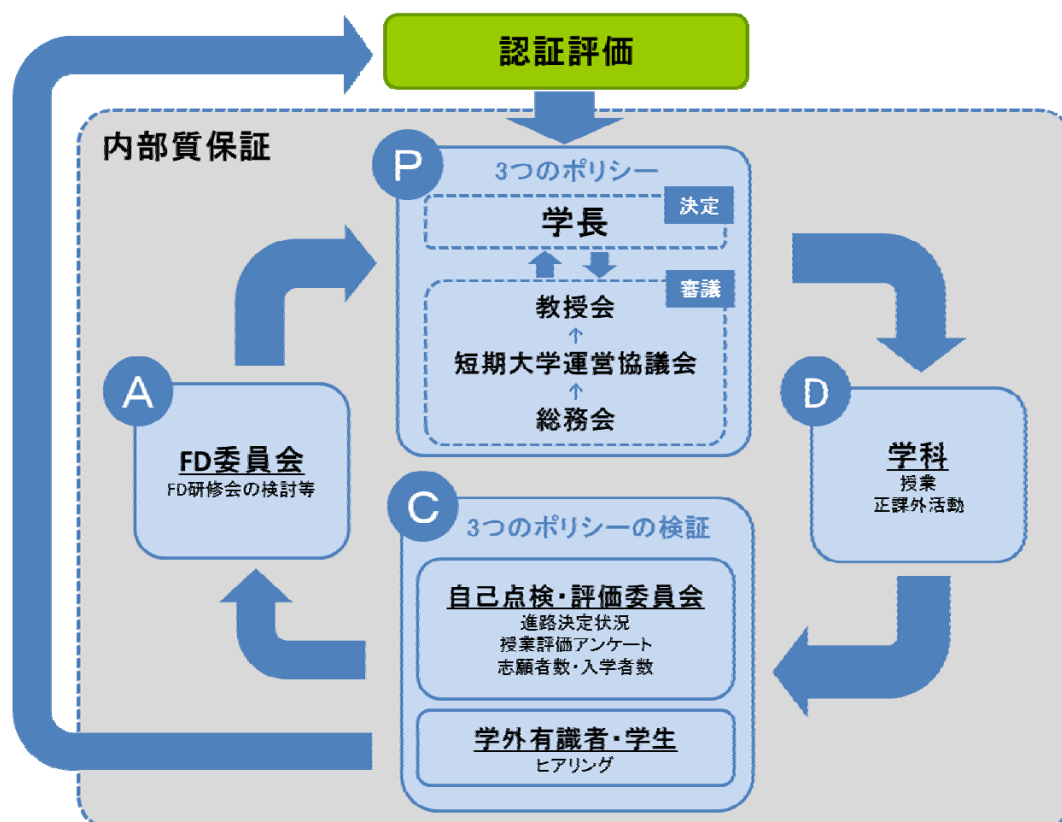
多様化、複雑化する現代社会において、子どもの最善の利益を考慮した保育の実現に向けて、文化の多様性や自らの価値観や視点と異なる他者を受容・理解し、他者と協力して学び合い、人を思いやる柔軟な態度を身に付けている。

・内部質保証に責任を負う組織として学長の下、中心的役割を果たすのが、本学に併設の大学と合同して発足した自己点検・評価委員会である。「安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、委員長は、委員会の円滑な運営に努めるとともに、学長、企画課及びFD委員会等関連部署と密接な連携をとり、自由な意見交換によって透明性の高い協議を行い、委員会が公正・公明に

全学を挙げての自己点検・評価に積極的に取り組むことができる体制をとっている。【資料 6-1-1】

- ・自己点検・評価委員会は、学長が任命した委員長、各学科から推薦された教員の他、事務局長等で組織しており、全学的な協働体制のもとに構成されている。【資料 6-1-2】
- ・自己点検・評価委員会は、本学に併設の大学と合同で年 3 回程度開催され、授業評価アンケート、教員の授業参観等の集計結果や入試結果、就職進路状況等と 3 つのポリシーを踏まえて自己点検を実施している。【資料 6-1-3】
- ・FD 委員会は本学に併設の大学と合同して発足しており、学長補佐のうちから学長が指名した委員長、学科長、教務センター長、自己点検・評価委員長、事務局長等で構成され、教員相互の授業参観、学生による授業評価アンケート、「学生生活に関する実態調査」の結果に加え、自己点検・評価委員会での点検結果を基に教育研究内容の現状と課題を共有し、それらを踏まえて FD 研修会を企画・運営し、あわせて個別課題等に対する対策について協議を行う。自己点検・評価委員長は、FD 委員会で自己点検・評価委員会の結果を報告し、FD 委員会とともに授業改善等の方策を検討するとともに、FD 委員会が主催する学内 FD 研修会に向けた取組みへの意見・関連データを提供している。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】

3つのポリシーを起点としたPDCAサイクル



- ・法人の組織体制としては、「学校法人安田学園寄附行為」に規定しているとおり、法人の最高意思決定機関として理事会を位置付けており、理事 9 人で構成し、そのうち 3 人は外部理事である。法人業務の決定にあたっては、25 人で構成している評議員会に諮問し

て広く意見を求め、理事会の意思決定の透明性と堅実性を保持している。また、非常勤監事 3 人を選任しており、理事会及び評議員会には必ず 1 人は出席し、法人の業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含め、法人の業務及び財務について適正な監査を行っている。【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-1-2】安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-1-3】2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-1-4】安田女子大学・安田女子短期大学 FD 委員会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-1-5】2019 年度第 1 回 FD 委員会報告

【資料 6-1-6】学校法人安田学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の実施については、学長及び自己点検・評価委員会を中心とし、FD 委員会、企画課が協力して、恒常的な組織体制を築いており、今後もその活動を維持していく。更に、3 つのポリシーを起点とした質保証の精度を高めるために、具体的な実施に当たっては、アドミッションセンター、教務センター、キャリアセンター等の関連組織の協力を得て、新たなアセスメント指標を加え、今後とも主体的でかつ持続的な点検・評価を一層円滑に実施できる体制となるように努め、短期大学の質保証につなげる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・平成 5（1993）年 6 月に「自己評価実施委員会」を設置（平成 11（1999）年に「自己点検・評価委員会」に改組）し、平成 5（1993）年度から同委員会の下で、全学的な自己点検・評価を継続的に実施している。【資料 6-2-1】
- ・学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、女子に広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸、技能を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする」と規定されている。この目的を達成すべく、第 1 条の 2 において、「短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と定めており、これに基づき、自主的・自律

的な自己点検・評価を実施している。【資料 6-2-2】

- ・平成 26 (2014) 年 (平成 27 (2015) 年に一部改正) には「点検及び評価に関する基本方針」を定め、本学の理念に基づき教育研究等の目的を達成するために、自己点検・評価の内容、実施体制、評価結果の活用・公表について改めて確認した。基本方針においては、短期大学及び学科は事業報告書、各種委員会報告書、学科年報等により活動を振り返って自己評価を行っている。また、教員個人の自己点検・評価については、「安田女子大学・安田女子短期大学教員業績評価に関する規程」に沿って実施している。本規程は平成 26 (2014) 年度に整備され、平成 27 (2015) 年度から実際の運用が開始された。この自己点検・評価システムでは、教員自らが 1 年間の諸活動を所定の方式に従って自己評価した結果を大学に報告する。自己評価は、教育活動領域の 17 項目、研究活動領域の 22 項目、社会貢献活動領域の 11 項目、大学の管理運営活動領域の 8 項目に対する採点と 4 領域ごとの自由記述によって行う。また、本規程第 10 条第 4 項及び 5 項には、学長及び学部長は、総合的に自己評価の低い教員に対しては面談を行った上で、適切な指導・助言を行い、改善計画書の提出を求めると記載されている。さらに同条第 7 項～9 項には、研究費の配分への評価結果の反映、昇任・再任等の可否への評価結果の反映、給与等の処遇への評価結果の反映について定められている。評価結果の全体的な報告に関しては、全教職員で共有している。
- ・上記の様に、大学、教育研究組織、教員、事務局等が諸活動の自己点検・評価を連続的・継続的に実施することを求めている。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】
- ・平成 24 (2012) 年度、一般財団法人短期大学基準協会による機関別評価の受審に伴って自己点検・評価報告書をまとめた。この自己点検・評価報告書及び実地調査に基づく評価を経て、本学は一般財団法人短期大学基準協会により短期大学評価基準を満たしていることから、「適格」との認定を受け、公式ホームページ等により学内外に公表した。【資料 6-2-5】
- ・教育の質保証の基幹となる授業評価アンケート結果の公表については、自己点検・評価委員会で点検を行った後、総務会、短期大学運営協議会において開示し、その後、全学科の授業評価アンケート各項目の平均点、全体平均、学科長コメントをグループウェアによって教職員間で情報共有し、学生にも掲示している。【資料 6-2-6】
- ・法人による事業報告書において、毎年度の活動全般の評価を行い、次年度への計画につなげている。また、その計画を達成するために、法人組織全体で実行するように努めている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・大学に関わる各種調査及びデータの収集は、企画課が担っている。企画課には 2 人の IR 担当者を配置し、主に授業アンケートの実施・分析、「学生生活に関する実態調査」の実施・分析、教員自己点検・評価の実施・集約等を行っている。集約・分析したデータは、自己点検・評価委員会で検討の上、FD 委員会をはじめとする各種会議において改善策を検討・実行するために活用している。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-2-2】安田女子短期大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 6-2-3】安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針【資料 F-9】と同じ

【資料 6-2-4】安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-2-5】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 情報公開 > 大学評価 > 安田女子短期大学に対する機関別評価結果(平成 24 年度))

http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/26_2.html

【資料 6-2-6】2018 年度後期 授業アンケート集計結果

【資料 6-2-7】安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程【資料 F-9】と同じ

【資料 6-2-8】事務分掌 企画課

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・使命・目的等の達成と 3 つのポリシーの具現化を目指し、今後も「自己点検・評価委員会」を中心に自己点検・評価を実施・改善していく。また、法令改正や環境の変化に伴い点検評価項目を見直すことや自己点検・評価の結果を学内で共有し、外部からの意見も取り入れ、教育研究の質と向上に努めていく。
- ・IR の活用については、現在企画課が中心となって行っているが、各部門との連携を強め、部門横断的な情報の集約・分析も行うことができる体制を整備し、より効果的な運用ができるように努める

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・本学は、平成 24 (2012) 年度に短期大学基準協会による第三者評価を受け、短期大学基準を満たしていることから、「適格」と判定された。その際に、評価結果 (合否) とは連動しない「向上・充実のための課題」として示された意見 4 点については、学内で共有の上、改善を図っている。【資料 6-3-1】
- ・3 つのポリシーに基づいた教育がなされているかについては、自己点検・評価委員会において入試結果、授業評価アンケート、卒業生の就職先データ等を用いて点検を行っている。自己点検・評価委員会での点検結果については、学科長等を構成委員とする FD

委員会等において自己点検・評価委員長が報告を行い、その報告内容を基に協議を行った上で問題点や改善点があった場合はFD委員会にて対策を講じ、教育の改善・向上に反映させている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

- ・自己点検・評価委員会での点検から教育の改善につながった例として、時間外学修の改善が挙げられる。授業評価アンケートにおいて予習・復習に関する点数が思わしくなかったことから、FD委員会において点数向上に向けた改善方策が議論され、平成 27 (2015) 年度に授業外学修の活性化をテーマとしたFD研修会を実施し、授業外学修を促進するための工夫や成果、課題等について、PBL (Project Based Learning)、小テスト、反転授業の取組み事例を共有するとともに、授業外学修を推進する授業を学科で選定し、授業外学修の活性化を図った。加えて1号館のラーニングコモンズの開室時間を21時から22時へと延長した。その結果、予習・復習に関する点数は向上した。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】
- ・外部評価として、3つのポリシーに関する有識者会合を開き、卒業生の代表的な就職先である複数の企業等から話を聞く機会を設け、「本学学生の現状の把握(3つのポリシーに基づいた養成する人材像となっているか)」「企業・社会が求める人材像の把握」「企業・社会側から見た近年の本学学生・OG像」についてヒアリングを行い、点検評価に役立てている。【資料 6-3-6】
- ・学生からの評価としては、「本学取組みに対する適切性の点検・評価」を目的として、本学の取組みと3つのポリシーを照らし合わせ、学長補佐(教育・学生支援担当)と学生が協議し、教育の充実に役立てている。【資料 6-3-7】
- ・財務面では、「5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立」で述べたように長期財務計画の更新を毎年行っている。前年度までの実績と最新の事業計画を反映した収支差額や繰越資金残高の見込推移を把握することで適切な財務運営を行っている。また平成 28 年度の履行状況報告書において教育研究経費構成比率(教育研究経費/事業活動支出)が同系統の大学等を設置する学校法人に比べ低く、また、近年この割合が低下傾向にある点が改善意見としてあげられたが、その後の平成 29 年度、平成 30 年度は増加傾向に転じている。引き続き、同比率のモニタリングを行いながら教育環境の改善に留意していく。【資料 6-3-8】

【エビデンス・資料編】

【資料 6-3-1】安田女子大学ホームページ

(大学概要 > 情報公開 > 大学評価 > 安田女子短期大学に対する機関別評価結果(平成 24 年度))

http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/26_2.html

【資料 6-3-2】2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-3-3】2019 年度第 1 回 FD 委員会報告

【資料 6-3-4】授業評価アンケート集計結果(平成 24~30 年度・大学短大全体)

【資料 6-3-5】平成 27 年度第 6 回 FD・SD 研修会 次第

【資料 6-3-6】3つのポリシーに関する有識者会合 議事録(2017 年度・2018 年度)

【資料 6-3-7】本学取組みに対する適切性の点検・評価について(議事録)

【資料 6-3-8】長期財務計画 平成 30 年度版（平成 29～38 年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- PDCA サイクルの質が更に高まるような仕組みを今後とも構築していくとともに、教育面の自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会と FD 委員会との連携強化を進め、教育の質のさらなる向上を目指す。具体的には、基準 3 でも述べたように、教育目的の達成状況の点検・評価方法について、授業評価アンケートの結果を FD 活動につなげるような工夫を行う。カリキュラムマップ自体もカリキュラム・ポリシーを具現化し、可視化したマップとなっているかを常に点検し、改善していく。また、教育内容・方法に関して、社会で活動する卒業生からの評価を得るということは、学科の教育内容を点検する上で意義のあるため、今後も卒業生に対する調査を継続し、調査方法も工夫、充実させ、それらの分析、解釈についても検討する。上記の様に全学的に様々な工夫・改善を今後も続けていく。

【基準 6 の自己評価】

- 本学では、自己点検・評価委員会は、学長の指揮監督のもと、企画課及び FD 委員会と密接に連携して機能しており、協働的で適切な自己点検・評価が実施されている。
- 3 つのポリシーを起点とした内部質保証は、自己点検・評価委員会による点検と、3 つのポリシーに関する有識者会合、学長補佐（教育・学生支援担当）と学生の協議により、PDCA サイクルが適切に機能しており、内部質保証の仕組みが機能している。
- これらのことから基準 6 「内部質保証」の基準は、満たしていると判断する。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献／地域貢献

A-1 教育活動における地域社会への貢献

A-1-① 使命・目的に基づく地域貢献の方針の明確化及び実践

A-1-② 大学の人的・物的資源の社会への還元 安田こども劇場

A-1-③ 大学の人的・物的資源の社会への還元 保育科展

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 使命・目的に基づく地域貢献の方針の明確化及び実践

本学は、創立者安田リヨウが唱えた教育理念「人格の完成をめざして学術技能をみがき、質実な徳性を身につけて、いかなる境遇にあっても女らしい柔しさと剛い意志をもって、家庭を明るくし、社会につくすことのできる心身共に健全な婦人を育成すること」に則り、教育研究活動を行ってきた。中国・四国地方で初めての保育者養成校としてスタートした本学保育科は情操を育む保育者の養成に注力しており、昭和 30 (1955) 年の開設以来 9,200 人以上の卒業生を輩出し、社会からの高い評価と信頼を得ている。本学における教育研究活動を地域社会に還元することで地域に貢献している。

A-1-② 大学の人的・物的資源の社会への還元 安田こども劇場

「安田こども劇場」は、近隣の保育所や幼稚園の子ども達を毎年学内に招待して行う、子ども達を対象とした催しであり、平成 30 (2018) 年度で 17 回目を迎えた地域貢献活動である。毎年 2 年次の「卒業研究発表会」終了後、ほど近い日程で開催し、「卒業研究発表会」で上演した演技発表系ゼミ（「歌唱表現」「器楽表現」「身体表現」）の発表内容を、一部、子ども達にも分かりやすくアレンジして再演している。招待した子ども達も一緒に歌を歌う等、大変喜んでもらっている。また、学生にとっても、子どもならではの思わぬ反応を受けとめ、子ども達の目線になって演技を再構築する等、実践的な学修を積む場となっている。

「安田こども劇場」の始まりは、歌唱ゼミの卒業研究の集大成として、同じ敷地内にある安田女子大学附属幼稚園の園児に演奏やミュージカル等を披露していたのがきっかけになり、今日まで発展している。「歌唱ゼミ」「身体表現ゼミ」等の演技系ゼミに所属する学生がステージで演じ、他の学生は司会や進行役を務めるお姉さん係、保育所や幼稚園への送迎や会場係等を担い、保育科 2 年生全員が運営に携わっている。毎年、保育所・幼稚園・認定こども園から 450 人を超える園児の参加がある。近年は「安田こども劇場」が口コミで評判になり、近隣以外の保育所や幼稚園からも来場の希望をいただくようになっている。この学生たちの卒業研究の成果発表が地域貢献に一役買っていることも事実である。

安田女子短期大学

表：安田こども劇場のプログラム（平成 14（2002）年度～平成 30（2018）年度）

第 1 回平成 14 年度(2003 年 1 月 9 日)		第 2 回平成 15 年度(2004 年 1 月 22 日)	
1	合唱 「ゆき」「ぞうさん」「とんぼのめがね」	1	言葉と動きのパフォーマンス 「子どもの世界にみられる言葉遊び 3 題」
2	ミュージカル 「やまたのおろち」	2	ミュージカル 「竹取物語（かぐや姫）」
参加	3 園	参加	3 園
第 3 回平成 16 年度（2005 年 1 月 19 日）		第 4 回平成 17 年度（2006 年 1 月 12 日）	
1	合唱 「しゃぼんだま」「おつかいありさん」	1	器楽合奏 「キッチンパーカッション ～ 小人のレストラン～」 （器楽表現）
2	動きのパフォーマンス 「エイサー」「よさこいソーラン」	2	動きと用具のパフォーマンス 「アニメを踊る」
3	ミュージカル 「ピーターパンのぼうけん物語」	3	ミュージカル 「オズの魔法使い」
4	みんなで歌いましょう 「世界中の子どもたちが」	4	全員で歌いましょう 「世界中の園児たちが」
参加	3 園 339 人	参加	5 園 444 人
第 5 回平成 18 年度（2007 年 1 月 11 日）		第 6 回平成 19 年度（2008 年 1 月 10 日）	
1	器楽合奏 「おもちゃの国の宝箱」	1	器楽合奏 「響け竹」
2	動きと用具のパフォーマンス 「わらべうたであ・そ・ぼ！」	2	動きと用具のパフォーマンス 「へんてこ言葉であ・そ・ぼ！」
3	ミュージカル 「不思議の国のアリス」	3	歌唱 「うれしい！たのしい！ハーモニー！！」
4	全員で歌いましょう 「手のひらを太陽に」	4	ミュージカル 「ライオンキング」
参加	5 園 447 人	5	全員で歌いましょう 「手のひらを太陽に」
参加	5 園 451 人	参加	5 園 451 人
第 7 回平成 20 年度（2008 年 12 月 18 日）		第 8 回平成 21 年度（2009 年 12 月 17 日）	
1	器楽合奏 「森のシンフォニー」	1	器楽合奏 「Disney on Music」
2	劇遊び 「白雪姫～グリムの森のお姫様～」	2	ミュージカル 「うたのちから～エマの宝物～」
3	ミュージックシアター 「Happy Music～音楽からの贈り物～」	3	リズムカルムーヴメント 「まどみちおとジブリの世界」
4	子どもと遊びたい「あ・そ・び3 題」	4	全員で歌いましょう 「あわてんぼうのサンタクロース」
5	全員で歌いましょう「おしょうがつ」	参加	5 園 483 人
参加	6 園 491 人		

安田女子短期大学

第9回平成22年度(2010年12月16日)	
1	器楽ファンタジー 「ピーターパン」
2	歌唱 「私たちの好きなうた」
3	全員で歌いましょう 「あわてんぼうのサンタクロース」
参加	6園 494人

第10回平成23年度(2011年12月15日)	
1	歌唱 「わたし」
2	動きのパフォーマンス 「なりきりへんしんワールド」
3	器楽合奏 「クリスマスの素敵なおくりもの」
4	みんなでおどりましょう 「マル・マル・モリ・モリ」
参加	5園 489人

第11回平成24年度(2012年12月10日)	
1	歌唱 「感じてみよう、感情をうたで表現する」
2	動きのパフォーマンス 「だるまさんが・・・!？」
3	器楽合奏 「水に願いを、命を吹き込む魔法の音色」
4	みんなであたいましょう 「あわてんぼうのサンタクロース」
参加	6園 506人

第12回平成25年度(2013年12月12日)	
1	動きのパフォーマンス 「アリとキリギリス」
2	歌唱 「うたい継がれる日本のうた」
3	器楽合奏 「We Are The World～世界音楽旅行～」
4	みんなであたいましょう 「あわてんぼうのサンタクロース」
参加	5園 457人

第13回平成26年度(2014年12月11日)	
1	動きのパフォーマンス 「ピエロのはなのだいぼうけん」
2	歌唱 「JUKEBOX」
3	器楽合奏 「ホースの音ってどんな音？」
4	みんなであたいましょう 「あわてんぼうのサンタクロース」
参加	5園 452人

第14回平成27年度(2015年12月17日)	
1	創作劇 「色の妖精たち」
2	児童文化財と劇 「言葉を集めてお姫様を助けよう! プ王子の大冒険」
3	ミュージカル 「ピーターパン」
4	みんなであたいましょう 「赤鼻のトナカイ」
参加	5園 448人

第15回平成28年度(2016年12月8日)	
1	ダンス 「こびと・こび〜と・こびりずむ」 (身体表現)
2	創作劇 「わっ! すご〜い! レンジャーと僕と時々こねこ」 (保育・教育研究)
3	音楽劇 「ピチ ピチ チャップ チャップ ランランラン」 (歌唱表現)
4	劇 「じごくのそうべえ」 (児童文化)
参加	5園 460人

第16回平成29年度(2017年12月14日)	
1	器楽演奏 「ようこそ魔法の晩餐会へ」 (器楽表現)
2	創作劇 「ねこのくにのおきゃくさま」 (保育・教育研究)
3	音楽劇 「オニと桃太郎」 (歌唱表現)
4	ダンス 「ありズライフ」 (身体表現)
5	音楽劇 「歌って演じて」 (歌唱表現)
参加	5園 405人

第17回平成30年度（2018年12月13日）	
1	器楽演奏 「怪盗たちのお宝争奪戦」（器楽表現）
2	音楽劇 「竹取の翁」（歌唱表現）
3	「めっきら もっきら どおん どん」 （児童文化）
4	ダンス「パラぐるんピ！」～オノマトペとリズムで作るおもちゃの世界」（身体表現）
5	音楽劇「音をさまざまにデザインする」～野菜の世界をのぞいてみよう～（歌唱表現）
参加	5園 374人

A-1-③ 大学の人的・物的資源の社会への還元 保育科展

「保育科展」は、1年生が主体となりテーマや内容を決め、子どもたちと一緒に遊べる展示・工作コーナーや劇のステージ発表等、来場した乳幼児と触れ合う多彩な催しを行う、大学祭の一環行事である。開催前に近隣の保育所、幼稚園、認定こども園等に案内状を送り、毎年2日間で1,000人を超える乳幼児、保護者が来場し、楽しんでいただいている。また、保育現場に勤務する多くの卒業生も来場して、日々の保育を振り返ったり、元級友やチューターと近況を報告し合ったりする姿が見られる。子ども達の笑顔があふれる会場は、本学の学生が地域に貢献している証左である。

保育科展 概要

年度	テーマ	来場者数
平成18（2006）年度	やすだおもちゃ箱	1,701人
平成19（2007）年度	おはなしの国	1,820人
平成20（2008）年度	やすだショッピングモール	1,706人
平成21（2009）年度	びっくりワールド	1,392人
平成22（2010）年度	わくわく探検ランド	1,255人
平成23（2011）年度	なになに～？サファリ	1,210人
平成24（2012）年度	まかせてちょうだい！ おしごとランド	1,092人
平成25（2013）年度	おいでよ！ふしぎの森！！	1,084人
平成26（2014）年度	さあいこう！ そらのむこうのふしぎなせかい	935人
平成27（2015）年度	タイムスリップ！ ～いってみよう むかしばなしのせかい～	1,376人
平成28（2016）年度	”ドンチャン ワッショイ”おまつりだいっ！！ ～ピーヒャラ ドンドコ へい！いらっしやい～	1,188人
平成29（2017）年度	ちいさな ぼうけんか ～海の世界・ネバーランド・忍者村～	1,561人
平成30（2018）年度	音とあそぼう♪～なかよしおんがくたい～	1,845人

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では建学の精神「柔しく剛く」に沿って本学の目的を達成するために、養成する人材像として「人を思いやる豊かな人間性、高い倫理観を持ち（柔しく）、保育についての専門的知識・技能を有し、保育者としての素養を備え、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設等で保育者として、子どもの育ちを支えるとともに、保育分野の発展に貢献できる（剛く）人材」を掲げている。今後も大学全体として地域に根差した取組みを実践し地域貢献を継続しながら、保育所や幼稚園、認定こども園等で子ども達の育成を支える保育者の養成を目指していく。

【基準 A の自己評価】

本学の教育活動の集大成として、実際に地域の保育所・幼稚園・認定こども園の園児に発表することで、新たな発見や気づきを得ることができ実践的な力が身に付くとともに、地域の子ども達にとっても情操を育むよい体験の機会となっており、近隣以外の保育所や幼稚園からも観劇の希望が出るようになってきていることから、卒業研究の成果発表が地域貢献の一役を担っていると言える。

V. 特記事項

1. 安田女子短期大学の伝統行事「オリエンテーションセミナー」

新入生歓迎オリエンテーションセミナー（通称：オリゼミ）は、毎年5月、新入生全員を対象に2泊3日の日程で学外の施設で行われるセミナーで、昭和52（1977）年度から継続して実施している行事である。オリゼミの企画、運営は学生によって自主的に行われ、新入生が団体生活を通じて新しい環境に適応し、自ら学生生活の方向づけを行うことを上級生や教職員が支援する。

上級生は希望者40人程度が参加し、オリゼミ全体の運営を担う実行委員、または「分団」のリーダーのいずれかを担当する。また、分団は、3～4人のリーダー（2年生）、新入生10人程度、教職員1～2人で構成される。

上級生は、新入生入学前の約半年をかけて準備を行った上で、3月に1泊2日でリーダーシップトレーニングセミナーと称して現地でリハーサルや安全確認等、プログラムの最終調整を行う。4月には分団ごとに昼食会等が開催され、人間関係の構築や学生生活のスムーズなスタートが実現される。5月に実施するオリゼミでは、リーダーを中心に分団ごとの語り合いやレクリエーション活動を行う。3日間で、新入生同士や先輩後輩間の精神的な連帯感を深め、2年間の学生生活の基盤をつくることにより、生活面・学修面に大きな効果をもたらしている。また、学科教職員は原則として全員が参加し、学生との交流を図るとともに、そこで得たものを学生指導に生かしている。

保育科は先輩と後輩の関係が親密で、先輩達の姿勢から学修の姿勢を見習い、様々な行事や学生生活を通して保育者としての心構えを学んでいく。オリゼミでの人間的な交流も、学生が将来社会で活躍していくための人間的な側面を育成する大切な場と位置付けており、上級生・教職員を交えた少人数による分団単位の団体生活を通して、新入生にとっては同級生同士の仲間作り、上級生・教職員への親近感の醸成、成長モデルの獲得（学生生活の見通し・保育者を目指す上級生の姿）、上級生にとっては思いやり、達成感による自信獲得等を達成することを目指している。いくつかの研修を通じて構築された人間関係は、卒業後も続く。リーダー達は後輩のピア・カウンセラー（自立支援）の役割を果たすとともに、1・2年生が交流する際の仲介役となるため、学科行事やクラス合同行事を円滑に運営することができる。

オリゼミ実施後は、1年生にアンケート調査を行うとともに、成果は「報告書」にまとめ、次年度のオリゼミの参考としている。

なお、オリゼミは、平成15（2003）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された。この採択の理由として、①この活動が長期に渡る学生による主体的な運営によって成り立っていること。②その伝統をセミナーの学生リーダーが代々受け継ぐことによって成されているということが挙げられた。また、本セミナーにおいては2年生が自己開示することで新入生の心をも開くという「語らいの時間」のコミュニケーショントークがもつグループ研修に学生同士ならではの学びがあるということが高く評価されている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	短期大学は修業年限が 2 年と限られており、ディプロマ・ポリシーに則った人材を養成することを目的に、本学入学前の学修期間は修業年限に通算しないため、該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、「学則第 18 条」に定めている。また、入学前に出身学校の卒業証明書の提出を求め、入学資格の確認を行っている。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については、「学則第 15 条」に定め、必要な教職員を配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、「学則第 16 条の 2」及び「教授会規程」に定め、運用している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については、「学則第 29 条」及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	—	履修証明書の交付については、本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	○	短期大学の目的等については、「学則第 1 条及び第 2 条」に定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価及び認証評価制度については、「学則第 1 条の 2」、「点検及び評価に関する基本方針」、「自己点検・評価委員会規程」等に定めている。また、自己点検並びに評価を定期的に行い、ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況の公表については、「学則第 1 条の 3」に定め、ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員等については、「学則第 15 条」及び「事務分掌規程」に定め、適正な配置を行っている。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則記載事項については、「学則」に定めている。ただし、寄宿舎については保有していないため、記載していない。	3-1 3-2

安田女子短期大学

第 24 条	○	指導要録（学生の学習及び健康状況の記録作成）については、基幹業務システムにより管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	退学、停学及び訓告の処分の手続制定については、「学則第 26 条及び第 33 条」、「学生懲戒処分規程及び定期試験における学生の不正行為者の懲戒処分に関する内規」に定めている。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については、法人本部及び大学事務局で管理している。	3-2
第 143 条	○	代議員会等については、「運営協議会規程」に定め、設置している。	4-1
第 146 条	－	短期大学は修業年限が 2 年と限られており、ディプロマ・ポリシーに則った人材を養成することを目的に、本学入学前の学修期間は修業年限に通算しないため、該当しない。なお、1 年次に入学した者の既修得単位等の認定については、「学則第 12 条」に定めている	3-1
第 150 条	○	入学資格については、「学則第 26 条」に定めている。また、入学前に卒業証明書の提出を求め、入学資格の確認を行っている。	2-1
第 162 条	－	短期大学は修業年限が 2 年と限られており、ディプロマ・ポリシーに則った人材を養成することを目的に、外国の大学等に在学した者の転学については定めていないため、該当しない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、「学則第 5 条及び第 6 条」に定めている。	3-2
第 164 条	－	本学の学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	3 つのポリシーについては、「学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について」に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、「学則第 1 条の 2」及び「点検及び評価に関する基本方針」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況の公表については、「学則第 1 条の 3」及び「情報公開に関する規程」に定め、ホームページへ公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書の授与については、「学則第 28 条」及び「学位規程第 6 条」に定め、学長が学位記を授与している。	3-1

安田女子短期大学

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	本学は、学校教育法その他の法令の規定による他、短期大学設置基準により設置されており、法令等で定められた基準を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	教育研究上の目的については、「学則第1条及び第2条第2項」に定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜については、「学則第18条」及び「アドミッションセンター規程」に定め、適切な体制で実施している。	2-1
第2条の3	○	教員と事務職員等との連携及び協働については、教授会や各種委員会等の各規程に構成員として定め、連携体制を確保すると共に、教員と事務職員等との協働を実現している。	2-2
第3条	○	学科については、教育研究上、適当な規模内容であり、教員組織その他についても、学科として適当である。	1-2
第4条	○	学生定員については、「学則第3条」に定めている。	2-1
第5条	○	教育課程の編成方針については、「学則第10条」及び「学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について」に定めるとともに、教育上の目的を達成するために、体系的に教育課程を編成している。	1-2 3-2
第6条	○	教育課程は、授業科目ごとに必修科目、選択科目に分け、各年次に配当し、編成している。	3-2
第7条	○	単位については、「学則第11条」に定めている。また、単位数を定めるにあたっては、設置基準及び学則の基準を遵守している。	3-1
第8条	○	1年間の授業期間については、「学則第8条」に定めている。	3-2
第9条	○	各授業科目については、原則、半期15週にわたっている。但し、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができると判断した場合、集中講義等として実施する授業もある。	3-2
第10条	○	授業を行う学生数については、授業科目ごとに教育効果があがるよう適切な人数としている。	2-5
第11条	○	授業の方法については、授業科目ごとに、講義、演習、実験・実習の授業形態に分け、適切な授業を行っている。また、ノートパソコンを入学時に全学生に配付し、ノートパソコンを活用した授業を行っており、メディアによる学生の理解を深めている。その他、保育科では、教育実習等、必要に応じて学外における授業も実施している。	2-2 3-2
第11条の2	○	成績評価基準等については、授業の目的や内容、評価の方法等を、あらかじめ授業計画（シラバス）によって示し、授業の体系や構成を明らかにし、学修の支援を行っている。	3-1

安田女子短期大学

		授業計画については、学内外からインターネットによるアクセスで閲覧できるようにしている。	
第 11 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修については、「学則第 1 条の 2」及び「FD 委員会規程」に定め、FD 研修会を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	－	昼夜開講制については、該当しない。	3-2
第 13 条	○	単位の授与については、「学則第 13 条」及び「履修規程第 14 条」に定めている。また、単位の基準については「学則第 11 条」に定めている。	3-1
第 13 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、「学則第 13 条の 2」及び「履修規程第 7 条」、「履修の手引」に定めている。	3-2
第 14 条	○	他の短期大学・大学における授業科目の履修等については、「学則第 12 条の 2」及び「単位互換規程第 5 条」に定めている。	3-1
第 15 条	○	短期大学・大学以外の教育施設等における学修については、「学則第 12 条の 2 第 2 項」で定めている。	3-1
第 16 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、「学則第 12 条」及び「既修得単位認定内規第 4 条」に定めている。	3-1
第 16 条の 2	－	長期制度を設けていないため、本学では該当しない。	3-2
第 17 条	○	科目等履修生等については、「学則第 35 条」、「科目等履修生規程」及び「科目等履修生に関する取扱内規」に定めている。	3-1 3-2
第 18 条	○	卒業の要件については、「学則第 28 条」及び「教育課程履修規程第 5 条」に定めている。	3-1
第 19 条	－	卒業の要件の特例について、本学では夜間の授業はなく、修業年限が 2 年間であるため、該当はない。	3-1
第 20 条	○	本学においては、教育研究上の目的を達成するため、短期大学設置基準に沿った必要な教員を配置し、適切な役割分担の下、教員組織を編成している。また、教員の年齢構成も、特定の年齢の偏らない構成としている。	3-2 4-2
第 20 条の 2	○	主要な授業科目については、原則として教授、准教授が担当している。主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任教員が担当するようにしている。 実習器具等を使用する演習科目については、教務職員が補助をしている。	3-2 4-2
第 21 条	－	学長を除く専任教員は、全員授業を担当しているため、該当しない。	3-2 4-2
第 21 条の 2	○	本学の専任教員は、本学の教育研究活動に従事しており、他の大学の専任教員を本学の専任教員として雇用していない。	3-2 4-2
第 22 条	○	本学の専任教員数について、短期大学設置基準では必要専任教員数は 13 名、必要な教授数は 4 名となっている。	3-2 4-2

安田女子短期大学

		2019年4月1日現在で、本学の専任教員数は学長を除いて14名、教授数は9名を配置しており、基準を遵守している。	
第22条の2	○	学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者である。	4-1
第23条	○	教授の資格については、「教員業績審査委員会規程第7条」に定め、教員の任用、昇任を行っている。	3-2 4-2
第24条	○	准教授の資格については、「教員業績審査委員会規程第8条」に定め、教員の任用、昇任を行っている。	3-2 4-2
第25条	○	講師の資格については、「教員業績審査委員会規程第9条」に定め、教員の任用、昇任を行っている。	3-2 4-2
第25条の2	○	助教の資格については、「教員業績審査委員会規程第10条」に定め、教員の任用、昇任を行っている。	3-2 4-2
第26条	—	助手は任用していないため、該当しない。	3-2 4-2
第27条	○	校地については、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地についても、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第27条の2	○	運動場や体育館については、教育に支障のないよう、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第28条	○	学長室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、保健室等基準にある施設を備えた校舎を有している。	2-5
第29条	○	図書館については、「学則第39条」、「図書館運営委員会規程」、「図書館利用規程」及び「図書館文献複写規程」に定め、本学図書館に、教育研究上必要な資料を系統的に備え、閲覧、活用ができる環境を整えている。	2-5
第30条	○	校地の面積については、安田女子大学と共用しているが、78,632㎡を有し、設置基準上必要な校地3,000㎡を十分に満たしている。	2-5
第31条	○	校舎の面積については、安田女子大学と共用しているが、77,355㎡を有し、設置基準上必要な校舎面積2,850㎡を十分に満たしている。	2-5
第32条	○	本学の附属施設としては、「学則第39条、第39条の2、第39条の2の2、第39条の3、第40条」に定め、図書館、学習支援センター、教職センター、保健センター、幼稚園を設置している。	2-5
第33条	○	機械、器具等については、安田女子大学と共用しているが、必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第33条の2	—	短期大学として、2以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第33条の3	○	教育研究環境の整備については、教育研究上の目的を達成するため、毎年度必要な予算を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4

安田女子短期大学

第 33 条の 4	○	短期大学及び学科の名称については、本学の建学の精神に則り、教育研究上の目的にふさわしい名称として、「学校法人安田学園寄附行為第 4 条」、「安田学園組織規程第 2 条」に定めている。	1-1
第 34 条	○	事務組織については、「安田学園組織規程第 4 条」、「事務分掌規程」に定め。設置している。	4-1 4-3
第 35 条	○	本学の厚生補導の組織としては、学生センター、保健センター、学生課等を設置している。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るための必要な能力を培うため、教育課程では、学生が卒業後に、一人の社会人として、建学の精神に則った豊かで確かな自己実現が達成できることを目的に、「まほろば教養ゼミ」を授業科目として設定している。その他、学科専任教員を中心に指導を行うとともに、キャリアセンターを設置し、学生の社会的及び職業的自立を図るため、きめ細かい対応を行っている。	2-3
第 35 条の 3	○	研修の機会等については、「安田学園職員研修規程」、「安田学園事務職員研修規程」、「教員の長期海外研修規程」及び「FD 委員会規程」に定め、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させる機会を設けている。	4-3
第 36 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 37 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 38 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 39 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 41 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 50 条	—	本学は、外国に組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 52 条	○	新たな短期大学等の設置はしないため、該当しない	2-5 3-2 4-2

学位規則

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	短期大学士の学位授与の要件については、「学則第 29 条」及び「学位規程第 3 条」に定め、短期大学士の学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、「学則第 29 条」、「学位規程第 2 条」及び「教育課程履修規程第 2 条」に定めている。	3-1
第 13 条	○	学位規程については、「学則第 29 条」及び「学位規程」に定め、改	3-1

安田女子短期大学

		正がある際には、文部科学大臣へ報告している。	
--	--	------------------------	--

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	役員については、「安田学園寄附行為第 5 条」に定め、理事 9 人、監事 3 人が就任している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、「安田学園寄附行為第 15 条」に定め、適正に運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、理事長の職務を「安田学園寄附行為第 11 条」に、監事の職務を「安田学園寄附行為第 14 条」にそれぞれ定め、その職務を適正に果たしている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、理事の選任を「安田学園寄附行為第 6 条」に、監事の選任を「安田学園寄附行為第 7 条」にそれぞれ定め、適正に行われている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に則り、監事は、理事、評議員又は学校法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、「安田学園寄附行為第 9 条」に定め、適切に行っている。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、「安田学園寄附行為第 19 条」に定め、評議員会を置いている。	5-3
第 42 条	○	評議員会については、「安田学園寄附行為第 21 条」に定め、適正に行われている。	5-3
第 43 条	○	評議員会については、「安田学園寄附行為第 22 条」に定め、適正に行われている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、「安田学園寄附行為第 23 条」に定め、適正に行われている。	5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、「安田学園寄附行為第 41 条」に定め、改正がある際には、文部科学大臣へ届け出ている。	5-1
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、「安田学園寄附行為第 34 条」に定め、適正に行われている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、「安田学園寄附行為第 35 条」に定め、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	会計年度については、「安田学園寄附行為第 37 条」に定めている。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人安田学園寄附行為 ・寄附行為施行細則	規程番号 0-1 規程番号 0-2
【資料 F-2】	短期大学案内	
	・『2019 大学案内』	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	・安田女子短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	

安田女子短期大学

	・『2019 入学試験ガイド』	
【資料 F-5】	学生便覧 ・『学生生活ハンドブック' 19』	
【資料 F-6】	事業計画書 ・平成 31 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 ・安田女子大学ホームページ（大学概要＞情報公開＞安田学園財務状況及び事業報告書） http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ・安田女子大学ホームページ（大学概要＞アクセス） http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/access/ ・安田女子大学ホームページ（学生生活・進路＞キャンパスマップ） http://www.yasuda-u.ac.jp/career/campus/	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など） ・安田学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 ・平成 31 年度 役員名簿（理事・監事） ・平成 31 年度 評議員名簿 ・平成 30 年度 役員名簿（理事・監事） ・平成 30 年度 評議員名簿 ・平成 30 年度 理事会出欠表 ・平成 30 年度 評議員会出欠表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） ・計算書類（平成 26～30 年度） ・監査報告書（平成 26～30 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） ・『2019 履修の手引』 ・2019 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） ・安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について ・安田女子短期大学の教育の充実について	規程番号 6-30 規程番号 6-30-(1)
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） ・該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） ・該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	『2019 大学案内』（P3～4）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-3】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	安田女子大学ホームページ （大学概要＞学園案内＞安田学園ミッションステートメント） http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/information/	
【資料 1-1-5】	教育に関するガイドライン	【資料 F-9】と同じ

安田女子短期大学

【資料 1-1-6】	学校法人安田学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-7】	『2019 大学案内』 (P3~4)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-8】	『学生生活ハンドブック' 19』 (表紙裏扉)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	『2019 履修の手引』 (P2)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-10】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 学園訓) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/institution/	
【資料 1-1-11】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 学長メッセージ) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/message/	
【資料 1-1-12】	シラバス「まほろば教養ゼミ I」	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-13】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-14】	『2019 大学案内』 (P11)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-15】	『安田学園百年史 校史編』 (P976)	
【資料 1-1-16】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	『2019 大学案内』 (P3~4)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	『学生生活ハンドブック' 19』 (表紙裏扉)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	『2019 履修の手引』 (P2)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-4】	平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料	
【資料 1-2-5】	平成 30 年度第 3 回 FD 研修会【新任教員ミーティング】次第	
【資料 1-2-6】	平成 19 年度第 19 回全学教授会議事録	
【資料 1-2-7】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/tanki/	
【資料 1-2-8】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	『学生生活ハンドブック' 19』 (表紙裏扉)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	『2019 履修の手引』 (P2)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-11】	シラバス「まほろば教養ゼミ I」	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-12】	『2019 大学案内』 (P3~4)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-13】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 大学概要 > 学園訓) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/institution/	
【資料 1-2-14】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/tanki/	
【資料 1-2-15】	2019 年度第 3 回総務会議事録	
【資料 1-2-16】	2019 年度第 3 回短期大学運営協議会議事録	
【資料 1-2-17】	2019 年度第 2 回短期大学教授会議事録	
【資料 1-2-18】	安田女子短期大学 中長期計画	
【資料 1-2-19】	『2019 履修の手引』 (P43)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-20】	長期財務計画 平成 30 年度版 (平成 29~38 年度)	
【資料 1-2-21】	平成 21 年度第 23 回全学運営協議会議事録	
【資料 1-2-22】	平成 21 年度第 15 回全学教授会議事録	
【資料 1-2-23】	平成 29 年度第 26 回短期大学運営協議会議事録	
【資料 1-2-24】	安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-25】	2019 年度保育科役割分担	
【資料 1-2-26】	2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	

安田女子短期大学

【資料 1-2-27】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-28】	安田女子短期大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-29】	安田女子短期大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『2019 入学試験ガイド』 (P2～3)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	安田女子大学ホームページ (入試情報 > アドミッションポリシー (入学者受け入れの方針)) http://www.yasuda-u.ac.jp/admission/policy/	
【資料 2-1-3】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3つのポリシー) http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/	
【資料 2-1-4】	『2019 入学試験ガイド』 (P2～3)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	『2019 大学案内』 (P3～4)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-6】	平成 30 年度高校訪問先・担当者一覧 (第 1 回・第 2 回)	
【資料 2-1-7】	平成 30 年度高校出張授業実績	
【資料 2-1-8】	平成 30 年度高校教員対象入試説明会参加校一覧	
【資料 2-1-9】	平成 30 年度キャンパス見学参加者数	
【資料 2-1-10】	平成 30 年度進学相談会来場者数 (外部会場開催・高校内開催)	
【資料 2-1-11】	高校 3 年生・保護者対象大学説明会リーフレット	
【資料 2-1-12】	『2019 入学試験ガイド』 (P2～3)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	安田女子大学ホームページ (入試情報 > アドミッションポリシー (入学者受け入れの方針)) http://www.yasuda-u.ac.jp/admission/policy/	
【資料 2-1-14】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3つのポリシー) http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/	
【資料 2-1-15】	『2019 入学試験ガイド』 (P14～15)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-16】	『2019 入学試験ガイド』 (P18～25)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-17】	『2019 入学試験ガイド』 (P28～33)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-18】	『2019 入学試験ガイド』 (P15、19、23、25、47)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-19】	A0 入試に合格された皆さんへ	
【資料 2-1-20】	安田女子大学・安田女子短期大学アドミッションセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-21】	2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 2-1-22】	2019 年度第 1 回 FD 委員会報告	
【資料 2-1-23】	2019 年度第 3 回総務会議事録	
【資料 2-1-24】	2019 年度第 3 回短期大学運営協議会議事録	
【資料 2-1-25】	2019 年度第 2 回短期大学教授会議事録	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P15～16)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	『2019 大学案内』 (P11)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-3】	平成 30 年度ガイダンス日程表	
【資料 2-2-4】	保育科履修モデル	
【資料 2-2-5】	授業欠席状況について (連絡)	

安田女子短期大学

【資料 2-2-6】	安田女子大学ホームページ (学生生活・進路 > 一人暮らしのサポート) http://www.yasuda-u.ac.jp/career/life/	
【資料 2-2-7】	安田女子大学ホームページ (お知らせ: NEWS > 「一人暮らし支援イベント 一絆一」を 開催しました http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_108.html	
【資料 2-2-8】	平成 30 年度 一人暮らし支援イベント 参加者	
【資料 2-2-9】	平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー レシピ	
【資料 2-2-10】	平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー アンケート 集計結果	
【資料 2-2-11】	『2019 大学案内』 (P17・78)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-12】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P39~40)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-13】	学内情報システム利用ガイド	
【資料 2-2-14】	『学びを知る 2018』	
【資料 2-2-15】	学内情報システム利用ガイド (4. まほろばポータル)	
【資料 2-2-16】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P12~13)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-17】	学習支援センター<利用の手引>2018 年度版	
【資料 2-2-18】	組織規程 (別表) 安田学園事務組織	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-19】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-20】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-21】	2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	
【資料 2-2-22】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-23】	平成 29 年度第 2 回総務会議事録	
【資料 2-2-24】	平成 30 年度後期時間割 (専任教員)	
【資料 2-2-25】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-26】	授業欠席状況について (連絡)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	『2019 履修の手引』 (P43)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-2】	『2019 大学案内』 (P11)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-3】	『学びを知る 2018』	
【資料 2-3-4】	シラバス「教育実習指導」	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-5】	平成 30 年度人権教育講話資料	
【資料 2-3-6】	安田女子大学・安田女子短期大学キャリアセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-7】	『就職ハンドブック 2020.3 卒用』 (P1~2)	
【資料 2-3-8】	就職ガイダンス・セミナー一覧 (2020 年 3 月卒)	
【資料 2-3-9】	保育科 就職率推移	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	安田女子大学・安田女子短期大学学生センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-2】	安田女子大学・安田女子短期大学教育ローン利息補給奨学金制 度に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-3】	安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-4】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P29)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	授業料等諸納付金の分納及び延納に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-6】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P32・63)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P55~57)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P58~59)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-9】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P68)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	安田女子大学ホームページ (安田の教育 > 教育の特徴 > オリエンテーションセミナー	

安田女子短期大学

	(オリゼミ) http://www.yasuda-u.ac.jp/education/features/	
【資料 2-4-11】	2019 年度オリエンテーションセミナー実施日程および学科組合せについて	
【資料 2-4-12】	2018 年オリエンテーションセミナー しおり	
【資料 2-4-13】	平成 30 年度オリエンテーションセミナー参加状況	
【資料 2-4-14】	安田女子大学ホームページ (お知らせ: NEWS > 「一人暮らし支援イベント 一絆」を開催しました http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_108.html	
【資料 2-4-15】	『CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 2018』	
【資料 2-4-16】	平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー レシピ	
【資料 2-4-17】	平成 30 年度新入生のためのクッキングセミナー アンケート集計結果	
【資料 2-4-18】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P38)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	「試験応援! 朝食無料キャンペーン」 ポスター	
【資料 2-4-20】	平成 30 年度「試験応援! 朝食無料キャンペーン」 実績	
【資料 2-4-21】	安田女子大学ホームページ (お知らせ: NEWS > 「安田女子大学・安田女子短期大学専用アパート・マンション家主懇談会」を開催しました。 http://www.yasuda-u.ac.jp/info/page/post_124.html	
【資料 2-4-22】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P44)	【資料 F-5】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-2】	施設使用 (管理) 規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-3】	安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-4】	学校法人安田学園 消防計画	
【資料 2-5-5】	安田女子大学ホームページ (学生生活・進路 > 施設紹介 > 1 号館) http://www.yasuda-u.ac.jp/career/campus2/	
【資料 2-5-6】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P41)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-7】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P37~38)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-8】	『2019 大学案内』 (P79)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-9】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P78~79)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-10】	シラバス「保育内容 環境 I」	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-11】	図書館利用案内	
【資料 2-5-12】	安田女子大学ホームページ (附属施設 > 図書館 > 安田女子大学安田女子短期大学図書館) http://lib.jimu.yasuda-u.ac.jp/library/guide/	
【資料 2-5-13】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P37、78~79)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-14】	ラーニングcommons「きらめき」	
【資料 2-5-15】	セミナーハウス利用案内	
【資料 2-5-16】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P39~40)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-17】	『2019 大学案内』 (P17)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-18】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P78~79)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-19】	キャンパスマップ (迂回路)	
【資料 2-5-20】	2018 年度受講者数一覧 (保育科)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	安田女子大学・安田女子短期大学 意見箱について (お知らせ) 学生用	

安田女子短期大学

【資料 2-6-2】	平成 25～30 年度意見箱投書・回答件数	
【資料 2-6-3】	「2018 年度学生生活に関する実態調査」 結果報告	
【資料 2-6-4】	保育科学生生活アンケート (1 年後期・2 年前期・2 年後期)	
【資料 2-6-5】	本学取組みに対する適切性の点検・評価について (議事録)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	平成 21 年度第 23 回全学運営協議会議事録	
【資料 3-1-2】	平成 21 年度第 15 回全学教授会議事録	
【資料 3-1-3】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3 つのポリシー) http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/	
【資料 3-1-4】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	安田女子短期大学教育課程履修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-6】	『2019 履修の手引』 (P4・8)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	『2019 履修の手引』 (P4)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	2019 年度 教務事務連絡 (全教員用)	
【資料 3-1-9】	安田女子短期大学教育課程履修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-10】	『2019 履修の手引』 (P30～33)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-11】	『2019 履修の手引』 (P34)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	平成 30 年度前期 成績通知書の配付について (お願い)	
【資料 3-1-13】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-14】	保育科 学外実習資格判定用フローチャート	
【資料 3-1-15】	2018 (平成 30) 年度前期学業成績 (成績順) (実習資格判定資料)	
【資料 3-1-16】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-17】	安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-18】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-19】	安田女子短期大学学位規程	【資料 F-9】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-2】	安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-3】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田女子短期大学教育情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報 > 3 つのポリシー) http://www.yasuda-u.ac.jp/course/nurse/basic/policies/	
【資料 3-2-4】	『2019 履修の手引』 (P139～140)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-6】	保育科カリキュラムマップ (2019 年度入学生用)	
【資料 3-2-7】	安田女子短期大学における学位授与、教育課程の編成・実施及び入学者受入れの方針について	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-8】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-9】	『2019 履修の手引』 (P8・139～140)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	『2019 履修の手引』 (P43)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	2019 年度まほろば教養ゼミ全学行事・学科プログラム	

安田女子短期大学

【資料 3-2-12】	『2019 履修の手引』 (P8・139～140)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-13】	『2019 履修の手引』 (P139～140)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-14】	保育科履修モデル	
【資料 3-2-15】	シラバス「幼児美術 I」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-16】	『2019 履修の手引』 (P10～11)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-17】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-18】	『2019 履修の手引』 (P4)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-19】	『2019 履修の手引』 (P139～140)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-20】	『安田を知る まほろば教養ゼミチューター用参考資料<第二版>』	
【資料 3-2-21】	『まほろば教養ゼミ 礎—学長のことば—<第四版>』	
【資料 3-2-22】	『2019 履修の手引』 (P43)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-23】	2019 年度まほろば教養ゼミ全学行事・学科プログラム	
【資料 3-2-24】	『安田女子大学・安田女子短期大学硬筆書写講座テキスト<七訂版>』	
【資料 3-2-25】	2018 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧	
【資料 3-2-26】	2018 年度 教育ネットワーク中国第 8 回研修会 (FD/SD) の開催について	
【資料 3-2-27】	FD・SD 研修会 次第 (平成 26 年度第 3 回・平成 27 年度第 6 回・平成 30 年度第 5 回)	
【資料 3-2-28】	2018 年度後期 授業アンケート集計結果	
【資料 3-2-29】	2018 年度後期 授業評価総括 (抜粋)	
【資料 3-2-30】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	授業評価アンケート質問項目	
【資料 3-3-2】	2019 年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録	
【資料 3-3-3】	2018 年度後期 学則成績一覧表	
【資料 3-3-4】	授業評価アンケート質問項目	
【資料 3-3-5】	「2018 年度学生生活に関する実態調査」 結果報告 (学科別)	
【資料 3-3-6】	2015 年 3 月卒 卒業生就業状況アンケート結果	
【資料 3-3-7】	3 つのポリシーに関する有識者会合 議事録 (2017 年度・2018 年度)	
【資料 3-3-8】	本学取組みに対する適切性の点検・評価について (議事録)	
【資料 3-3-9】	平成 30 年度卒業生等一覧表	
【資料 3-3-10】	保育科進路決定状況 平成 31 年 (2019) 3 月卒業生	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	組織規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-4】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	安田女子短期大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-6】	保育科ブランディング事業	
【資料 4-1-7】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	安田女子短期大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-9】	安田女子短期大学教員業績審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-10】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】と同じ

安田女子短期大学

【資料 4-1-11】	2019 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	
【資料 4-1-12】	2019 年度教授会座席表	
【資料 4-1-13】	2018（平成 30）年度第 5 回保育科学科会議議事録	
【資料 4-1-14】	平成 30 年度第 15 回課長会議議事録	
【資料 4-1-15】	補佐担当制について	
【資料 4-1-16】	安田女子大学ホームページ （大学概要 > 学園案内 > 安田学園ミッションステートメント） http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/information/	
【資料 4-1-17】	2019 年度執務方針（事務局長）	
【資料 4-1-18】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-19】	事務職員業務ガイド 2018	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	安田女子大学・安田女子短期大学教授等の担当授業時間数に係る基準時間数等に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-2】	安田女子大学・安田女子短期大学教育職員採用手続要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	安田女子短期大学教員業績審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	職員就業規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-6】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-7】	2018 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧	
【資料 4-2-8】	平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料	
【資料 4-2-9】	平成 30 年度第 3 回 FD 研修会次第	
【資料 4-2-10】	チューター打ち合わせ資料（新入生/上級生・新編入生）	
【資料 4-2-11】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員の長期海外研修規程	【資料 F-9】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	育成評価制度実施要領（管理職・一般職）	
【資料 4-3-2】	育成評価制度実施要領（管理職・一般職）	
【資料 4-3-3】	等級基準表	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-4】	等級別職務能力基準表【共通】【教務課】	
【資料 4-3-5】	職務能力チェックリスト（共通 1～5 等級・教務課 1～3 等級）	
【資料 4-3-6】	ステップアップシート	
【資料 4-3-7】	育成評価シート	
【資料 4-3-8】	職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-9】	事務職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-10】	『平成 30 年度自己啓発のための通信教育講座のご案内』	
【資料 4-3-11】	平成 30 年度事務職員研修実績一覧	
【資料 4-3-12】	2019 年度 新入職員研修について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	安田女子短期大学における教員の研究費に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-2】	個人研究費の執行に関するガイドライン	
【資料 4-4-3】	研究に関するガイドライン	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-4】	安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-5】	2019 年度 安田女子大学・安田女子短期大学 学術研究助成費	
【資料 4-4-6】	安田女子大学・安田女子短期大学における国際研究集会への派遣に関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-7】	出版助成・学術論文掲載助成、学術研究助成等の実績について	
【資料 4-4-8】	安田女子大学・安田女子短期大学科学研究費助成事業等事務取扱要項	【資料 F-9】と同じ

安田女子短期大学

【資料 4-4-9】	安田女子大学・安田女子短期大学受託研究取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-10】	安田女子大学・安田女子短期大学共同研究取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-11】	安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-12】	公的研究費の運営・管理等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-13】	平成 30 年度新任教職員オリエンテーション資料	
【資料 4-4-14】	教室等配置図	
【資料 4-4-15】	安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-16】	人を対象とする医学系研究一覧	
【資料 4-4-17】	安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程フローチャート	
【資料 4-4-18】	平成 30 年度第 4 回 FD・SD 研修会 次第	
【資料 4-4-19】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > コンプライアンスに関する取組) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/post_14.html	
【資料 4-4-20】	安田女子大学・安田女子短期大学研究費イメージ	
【資料 4-4-21】	保育科教員による外部資金獲得状況	
【資料 4-4-22】	平成 30 年度第 4 回 FD・SD 研修会 次第	
【資料 4-4-23】	平成 27 年度 第 4 回 FD・SD 研修会 次第	
【資料 4-4-24】	安田女子大学・安田女子短期大学における研究ブランディング事業実施要項	【資料 F-9】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	職員就業規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-4】	寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-5】	理事会業務委任規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-6】	安田学園運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-7】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 安田学園環境宣言) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/ http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/images/kankyoku.pdf	
【資料 5-1-8】	2018 年度省エネルギー推進委員会議事録	
【資料 5-1-9】	安田女子大学・安田女子短期大学人権教育委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-10】	平成 30 年度第 7 回 FD・SD 研修会資料	
【資料 5-1-11】	学生との良好な関係を築くための教職員行動指針	
【資料 5-1-12】	衛生委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-13】	安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-14】	海外研修プログラム 安全管理マニュアル	
【資料 5-1-15】	2019 年度 学生の防犯・防災対策について	
【資料 5-1-16】	『学生生活ハンドブック' 19』 (P55)	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-17】	安全教育・防災体験の実施について	
【資料 5-1-18】	教育実習指導 教育実習の手引 2018 年度入学生用	
【資料 5-1-19】	保育実習指導 保育所実習のしおり 2018 年度入学生用	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会出欠表 (平成 30 年度分)	【資料 F-10】と同じ

安田女子短期大学

【資料 5-2-3】	寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-6】	評議員会出欠表（平成 30 年度分）	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	安田学園運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-3】	安田女子短期大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-4】	安田女子短期大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-7】	監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）	
【資料 5-3-9】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-10】	評議員会出欠表（平成 30 年度分）	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	長期財務計画 平成 30 年度版（平成 29～38 年度）	
【資料 5-4-2】	計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-3】	『平成 30 年度版 今日の私学財政』（P186～P188、P564～P566）	
【資料 5-4-4】	『平成 30 年度版 今日の私学財政』（P186～P188、P564～P566）	
【資料 5-4-5】	平成 30 年度財産目録	
【資料 5-4-6】	計算書類（平成 30 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-8】	平成 30 年度 科研費受入金額実績	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-2】	平成 30 年 4 月資金運用状況（報告）	
【資料 5-5-3】	2019 年度 予算編成方針について（通知）	
【資料 5-5-4】	2019 年度 予算編成資料の提出について（通知）	
【資料 5-5-5】	平成 30 年度予算書（当初予算、第一次補正、第二次補正、第三次補正） 2019 年度予算書（当初予算、第一次補正）	
【資料 5-5-6】	監事監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-7】	監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）	
【資料 5-5-9】	計算書類（平成 26 年度～平成 30 年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-10】	監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-11】	独立監査人の監査報告書（過去 5 年間分）	
【資料 5-5-12】	監査室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-13】	内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-14】	内部監査報告書（平成 30 年度科研費内部監査）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-2】	安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-4】	安田女子大学・安田女子短期大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】と同じ

安田女子短期大学

【資料 6-1-5】	2019 年度第 1 回 FD 委員会報告	
【資料 6-1-6】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-2】	安田女子短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-3】	安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-4】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-5】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 大学評価 > 安田女子短期大学に対する機関別評価結果 (平成 24 年度)) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/26_2.html	
【資料 6-2-6】	2018 年度後期 授業アンケート集計結果	
【資料 6-2-7】	安田女子大学・安田女子短期大学事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-8】	事務分掌 企画課	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	安田女子大学ホームページ (大学概要 > 情報公開 > 大学評価 > 安田女子短期大学に対する機関別評価結果 (平成 24 年度)) http://www.yasuda-u.ac.jp/outline/report/page/26_2.html	
【資料 6-3-2】	2018 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-3-3】	2019 年度第 1 回 FD 委員会報告	
【資料 6-3-4】	授業評価アンケート集計結果 (平成 24~30 年度・大学短大全体)	
【資料 6-3-5】	平成 27 年度第 6 回 FD・SD 研修会 次第	
【資料 6-3-6】	3 つのポリシーに関する有識者会合 議事録 (2017 年度・2018 年度)	
【資料 6-3-7】	本学取組みに対する適切性の点検・評価について (議事録)	
【資料 6-3-8】	長期財務計画 平成 30 年度版 (平成 29~38 年度)	